

**社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会**  
**第6期地域福祉活動計画**  
**素案**

**会員意見募集資料**

令和6年1月

はじめに

＜川崎市社会福祉協議会 会長＞

会長 浮岳 堯仁

＜川崎市社会福祉協議会 第6期地域福祉活動計画推進委員会＞

委員長 山本 浩真

## 目 次

第1章	第6期地域福祉活動計画策定の趣旨	
1	計画策定の趣旨	3
2	地域福祉とは	4
3	計画の役割	4
4	計画期間	4
5	これまでの地域福祉活動（推進）計画の推移	5
6	これまでの市社協地域福祉活動推進計画の進捗状況と第5期計画の振り返り	5
7	市社協、区社協及び地区社協の位置づけとその役割	7
8	第6期計画と第7期川崎市計画との関係	8
9	計画の構成と推進について	9
10	市社協の経営計画及び経営方針について	9
第2章	計画策定の前提	
1	地域福祉を取り巻く市域の状況	
(1)	川崎市民の全体像	10
(2)	川崎市における地域福祉の状況	15
2	計画策定にあたって踏まえる視点	
(1)	国や県の動き	26
(2)	川崎市の動き	30
第3章	計画の基本理念、目標、取組方針	
1	基本理念	33
2	目標	34
3	取組方針	35
4	各区の取組	56
5	市社協による第6期地域福祉活動計画推進に向けたヒアリングアンケート結果	84
6	用語集	
8	参考資料（全国的な統計等）	
9	社会福祉法人市社協第6期地域福祉活動計画策定の経過	
10	社会福祉法人市社協地域福祉活動計画推進委員会設置要綱・委員名簿	

## 第1章 第6期地域福祉計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

我が国では少子超高齢・人口減少社会を迎え、社会に重大なインパクトを与えるなか、昨今においては世界的な影響を与えた新型コロナウイルス感染症の影響、不安定な国際情勢による物価の高騰など、わたしたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。地域においても社会情勢、社会構造が大きく変化中、地域でのつながりの希薄化、「<sup>※</sup>引きこもり」「<sup>※</sup>ダブルケア」「<sup>※</sup>ヤングケアラー」「<sup>※</sup>社会的孤立」などの問題といった従来の制度のみでは対応できない課題が増え、地域福祉に求められる役割はより一層大きくなっています。

国の社会福祉施策の柱である「<sup>※</sup>地域共生社会」では、制度・分野ごとの縦割りで解決ができない複合的な課題、制度の狭間などの存在や社会的孤立・社会的排除への対応、地域でのつながりの弱まりや持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、公的支援と地域づくりの仕組み、双方の転換を目指しています。

川崎市においても、<sup>※</sup>地域包括ケアシステム構築期の第二段階として、「意識づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」の3つに注力しながら、さらなる進化に向けて地域包括ケアシステム構築を図るための取組が進められています。

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「川崎市社協」という。）においては、令和2年4月1日に市内7つの各区社会福祉協議会と法人合併し、川崎市社会福祉協議会第5期地域福祉活動推進計画（以下「第5期計画」という。）では「多種多様な団体との連携・協働と社会福祉法人による公益的な取組への支援」「災害に強い地域づくりの推進」の二つの重点的目標を掲げ、オール川崎社協として、社会福祉協議会（以下「社協」という。）らしい地域包括ケアシステムの構築に向け、地域福祉の推進を着実に取り組んできました。

このたび策定する「第6期地域福祉活動計画」（以下「第6期計画」という。）は、行政計画策定との協働作業を通じながら、行政施策との連携を強化するとともに、区における地域福祉推進に対する思いや視点を大切にしながら、時代の趨勢を踏まえた取組を通じ持続可能な地域福祉の推進を目指す計画として策定します。



## 2 地域福祉とは

「福祉」という言葉は「**⑤**だんの**④**らしの**③**あわせ」と言われることがあります。

住民一人ひとりが年齢や障害のあるなしにかかわらず、住み慣れた地域社会で家族や友人と一緒に生きがいをもち、健康で明るく幸せな生活を送るためには行政サービスだけでなく、地域住民が自ら参加し、お互いが福祉の「担い手」であり「受け手」であるという考えに基づき、共に福祉をつくりあげていくことが必要です。

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

**※**社会福祉法第4条では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これからの社会福祉の方向性をあらためて示したものとと言えます。

## 3 計画の役割

**※**地域生活課題解決を目指して、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域福祉を推進していくための取組の方向性が盛り込まれた『地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画』とし、次の役割を有するものとします。

- (1) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念とした川崎市・各区地域福祉計画と連携を図りながら、地域住民、生活者の視点から地域福祉を推進します。
- (2) 多種多様な団体、組織、専門職等とのネットワークの形成と協働による、地域福祉推進の総合的な支援体制を構築します。
- (3) 地域住民、民生委員児童委員、町内会・自治会、社会福祉法人、ボランティア・市民活動団体等の主体的な参加により、地域課題の解決、地域福祉の推進を目指していく取組を支援します。
- (4) 社協が地域福祉推進の中核的な団体として3年間における事業の取組方針を示します。

## 4 計画期間

第5期計画は行政計画である川崎市地域福祉計画との連携強化により、地域福祉のより一層の推進を図っていくことを目的に計画期間を合わせました。

第6期計画においても川崎市が策定する第7期川崎市・各区地域福祉計画（以下「第7期川崎市計画」という。）との連携を引き続き図っていくため、行政計画の期間に合わせた2026年（令和6年度～8年度）までの3年間とします。

## 5 これまでの地域福祉活動(推進)計画の推移

	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
市社協	第4期(3年)			第5期(3年)			第6期(3年)			第7期
川崎区	第4期(3年)			第5期(3年)						
幸区	第4期(3年)			第5期(3年)						
中原区	第3期(6年)			第4期(3年)						
高津区	第4期(6年)									
宮前区	第3期(3年)			第4期(3年)						
多摩区	第4期(6年)									
麻生区	第3期(6年)			第4期(3年)						

令和2年4月1日に市社協と7つの区社協が合併し、一つの組織になったことを踏まえ、より川崎市の地域福祉を推進するため、今回の計画は理念、目標を社協全体で意識を共有し、取組等は市社協、区社協の役割などを盛り込むなど、オール川崎社協の川崎市地域福祉活動計画として策定します。

## 6 これまでの市社協地域福祉活動推進計画の進捗状況と第5期計画の振り返り

これまで、市社協では、第1期及び第2期の各5ヵ年、第3期の6ヵ年、第4期の3ヵ年の地域福祉活動推進計画を策定し、事業を実施してまいりました。

### (1) 第1期(平成14年度～18年度)

第1期では、3つの基本理念のもと8つの重点目標を掲げ、事業を224に区分し、展開方法を具体的に示し実施することにより、地域福祉の推進に一定の成果をあげることができました。

### (2) 第2期(平成19年度～23年度)

第2期は、平成17年3月に策定された「川崎市地域福祉計画」において求められた市社協の役割を踏まえ、基本理念である「住民参加による福祉のまちづくり」の実現に向け事業を実施するための「発展強化計画」として策定し、会員、組織等の見直しも図りながら、計画を着実に推進してまいりました。

### (3) 第3期(平成24年度～29年度)

第3期は、これまでの2期にわたる「川崎市住民福祉協働プラン」の理念を継承し、次の4つの重点目標を掲げて計画の推進と普及に努めました。

- ① 市民の自発的な活動促進と参加拡大
- ② 生活基盤の強化につながる市民・行政との協働関係の構築
- ③ 会員間の協働関係の構築
- ④ 川崎市内の協議体・運動体としての課題提起

重点目標のもと、計画を3つのプランに構成して着実に取り組みました。

- ・ 計画の中長期展望の基本構想をまとめた「アピールプラン」

- ・ アピールプランに基づき事業を遂行する「戦略プラン」
- ・ 組織、事業の効率的な展開を図る「整備プラン」

なお、第3期推進計画は川崎市地域包括ケアシステムの推進に向けた行政施策と連携して取り組むために、川崎市地域福祉計画の計画期間に合わせて平成29年度まで1年伸長（延長）しました。

#### （４）第４期（平成30年度～令和2年度）

第4期は、地域での支え合い活動の一層の充実とともに、分野・領域を横断したネットワークの強化により、川崎市の地域福祉活動を推進するため、今日の地域における福祉・生活課題に連携・協働で取り組む仕組みづくりに向けた民間の活動・行動計画として策定しました。

基本理念である「みんなで支え合い ともに安心して その人らしく暮らせる 川崎のまちづくり」のもとに、地域福祉推進に向けた3つの基本目標及び目標達成にむけた地域住民と取り組む6つの基本的取組を設定しました。

基本理念は「市社協 組織経営計画」の基本理念と同じくし、2つの計画が互いに連動し合い、着実な計画推進が図れる体制としました。

#### （５）第５期（令和3年度～令和5年度）

令和2年4月1日に7つの区社協と合併し、ひとつの社会福祉法人として、社協が地域包括ケアシステム構築の担い手として、その役割を十分に果たせるよう、第4期推進計画の評価、検証を踏まえ、内容を継承しつつ、行政の「第6期川崎市地域福祉計画」策定との協働作業を通じながら、行政施策との連携を強化するとともに、各地域における自助・互助に加え、地域福祉を推進するための組織である地区社協や、小地域活動を支援・推進するため、第5期計画をオール川崎社協として地域福祉の推進を目指す計画として策定しました。

進行管理・評価を行う推進体制として、「市社協 地域福祉活動推進計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の確認及び結果・成果を評価するとともに課題の検討を行ってきました。

##### ①各目標の振り返りと課題

※第5期計画の振り返りと課題を記述します。

## 7 市社協、区社協及び地区社協の位置づけとその役割

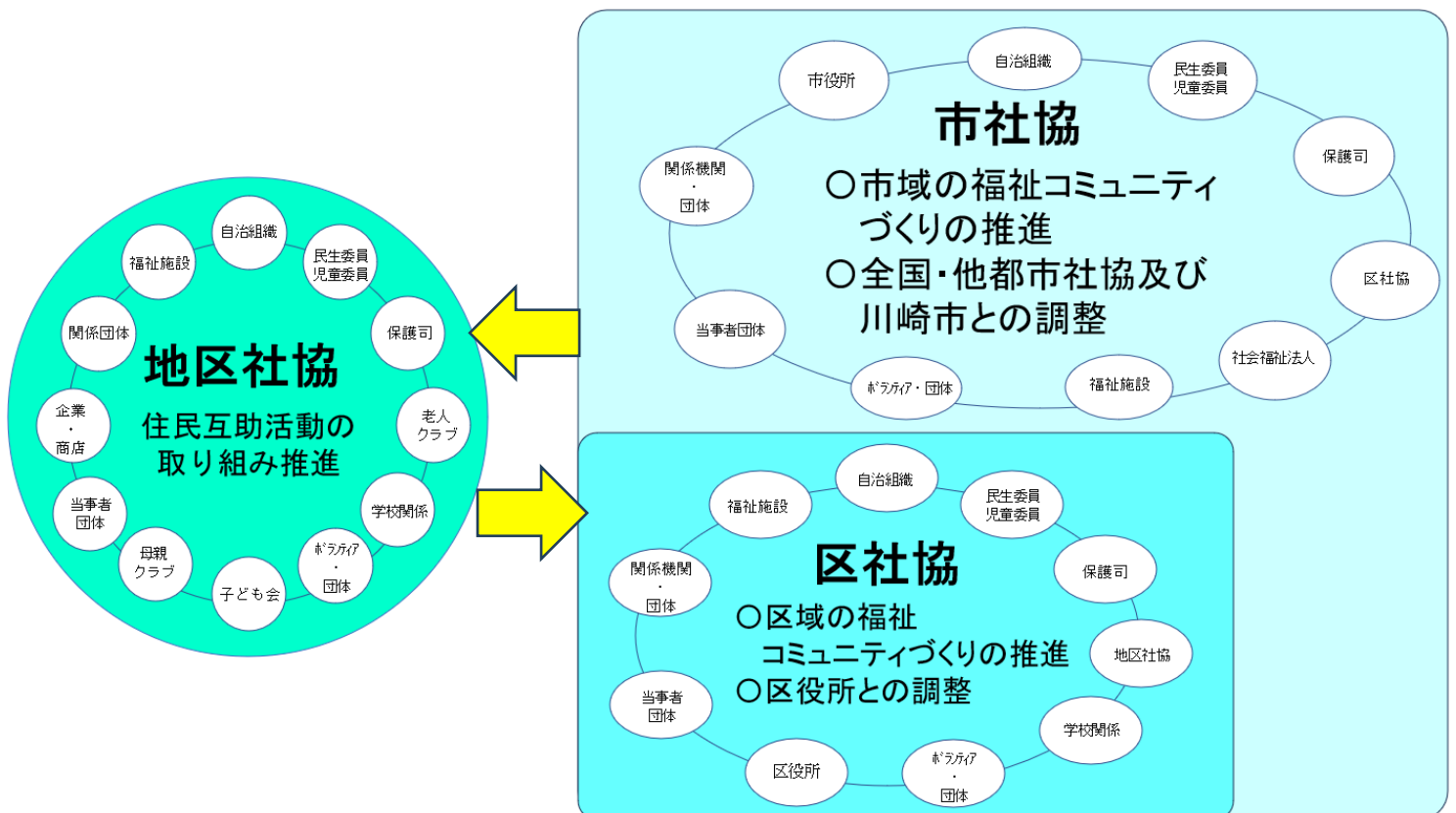
川崎市には1つの市社協、7つの区社協、40の地区社協があります。

市社協・区社協は市域、区域の福祉課題やニーズに取り組むのと同時に、ボランティアの養成、地区社協への支援と資源開拓を行います。

市社協は行政や全社協、都道府県社協及び市区町村社協との連絡調整、区や地区の社協が行っている福祉活動やその基盤づくりを支援するなど、相互に連携しながら取組を展開し、区社協は地区社協が主体的に活動を進めていけるよう側面的な支援を行っています。

地区社協は住民にとって最も身近な社協として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体です。地区の福祉課題を捉え、より具体的な福祉活動（事業）を展開していく住民が主役となった福祉のまちづくりの推進役です。

(※地区社協は区社協の下部組織ではなく、独立した団体です。)



## 8 第6期計画と第7期川崎市計画との関係

### (1) 川崎市・区役所との連携

令和4年度に実施した「今後の川崎市社協と川崎市の連携に関する検討会議」の中で、今後の連携の方向性を整理し、連携強化に向けた取組の方向性を次のとおり整理しました。

- ①社協と川崎市が連携を踏まえた事業展開を図る上では、事業等を実施する前に、区社協、区役所の担当間で地域の現状、課題を共有し、事業を企画するなどのプロセスが有効的
- ②企画や実行それぞれの段階で双方が一緒に取り組んでいくという日頃からの意識が必要であり、実績を積み上げて、将来にわたって引き継いでいくことが重要

### (2) 川崎市・各区地域福祉計画との連携による策定

本計画と市域福祉計画は、これまでも双方の計画推進において連携を図ってきましたが、理念の共有化等により、地域福祉事業の展開において、その機能と役割が互いにより一層発揮できるよう、策定段階から一体的に進めることとしています。

### (3) 一体的な策定・推進とは

- ・地域福祉の推進主体として社協が積極的に関わることができるよう策定プロセスを合同で行ったり、内容を一部共有するなどを行います。
- ・最終的にはそれぞれの役割を踏まえて記載します。
- ・第5期計画と同様計画期間を3年間とし、令和6～8年度とします。
- ・計画に基づき、市社協・区社協、市役所及び区役所は相互に連携しながら取組を推進します。

### (4) 第6期計画策定における社協と川崎市との連携について

#### ①市社協・川崎市

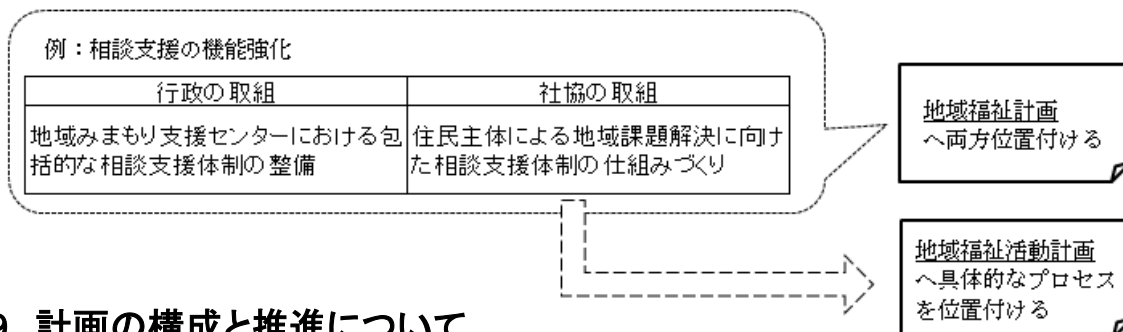
- ・基本的な理念の共有化を図る。
- ・各計画目標の設定（行政計画と民間の活動・行動計画という性質上、目標をまったく同じにすることは困難な場合もあるが、目指す地域づくりは同じ方向性である以上、重点的な取組を合わせていくなどの手法を取る）
- ・策定委員の意見交換の場の設定
- ・事務局間の連絡会議の開催

#### ②各区社協・各区役所

- ・基本的な理念の共有化を図る
- ・各計画目標の設定（行政計画と民間の活動・行動計画という性質上、目標をまったく同じにすることは困難な場合もあるが、目指す地域づくりは同じ方向性である以上、重点的な取組を合わせていくなどの手法を取る）
- ・事務局間の連絡会議の開催

### (5) 具体的な計画への位置付けイメージ

例えば相談支援体制の構築などの施策展開を図る場合、行政と社協のそれぞれの役割分担を行い、地域福祉計画には両方の取組を位置付け、地域福祉活動計画には、社協の具体的な事業、プロセスを位置付けます。



## 9 計画の構成と推進について

### (1) 計画の構成と推進

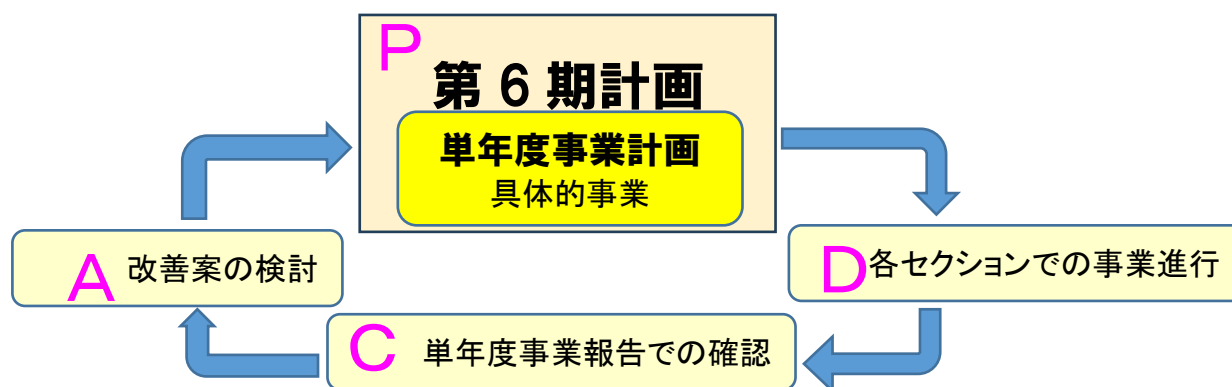
第6期計画では、計画期間における目標と取組を定め、これらに基づき市社協、区社協各部署は単年度事業計画を作成します。

毎年当該年度の事業計画を振り返り、翌年度の事業計画に反映させていきます。

第6期計画と単年度計画を連動させ、単年度事業計画のPDCAを着実に回していくことにより、第6期計画の目標、取組を着実に推進していきます。

### (2) 計画の推進体制

第6期計画の進捗管理及び評価については、理事会において行います。



## 10 市社協の経営計画及び経営方針について

社協では、組織の維持発展及び第4期地域福祉活動計画の取組を着実に実行する経営資源を確保するため、平成30(2018)年に「市社協組織経営計画」を策定し、安定的な経営基盤づくりを確実に努めてまいりました。

また、令和3(2021)年4月には、市社協組織経営計画の取組を継続しつつ財務の健全化を進めることにより、足腰の強い経営体質を目指すことを目的に社協自主財源の確保に向けた「地域包括ケア推進に向けた市社協経営改革の基本方針～社協骨太方針～(以下「社協骨太方針」という。)」を策定しました。

第6期計画についても社協骨太方針を踏まえて、その取り組みを着実に推進することとします。

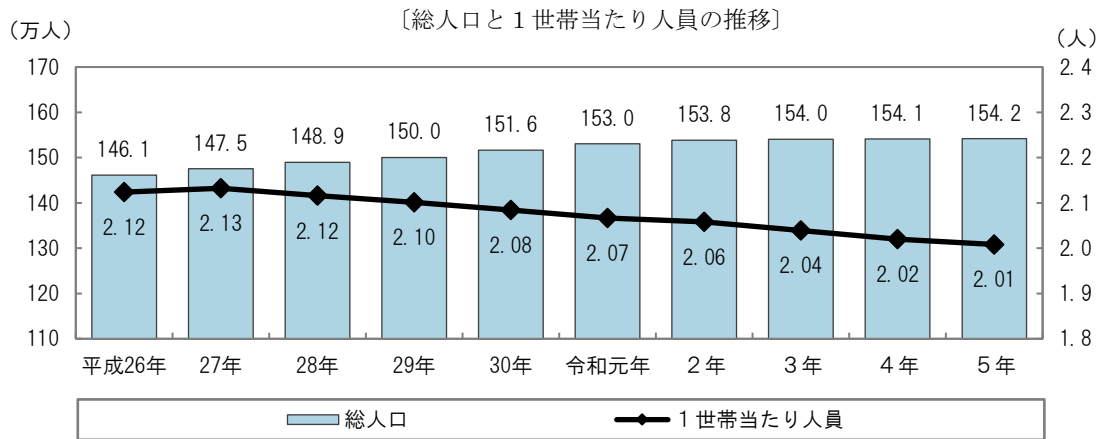
## 第2章 計画策定にあたって

### 1 地域福祉を取り巻く状況

#### (1) 川崎市民の全体像

##### ① 総人口と1世帯当たり人員の推移

本市の人口は、平成29(2017)年に150万人を超え、その後も増加を続けています。令和5(2023)年4月現在154.2万人となっており、平成26(2014)年から約8万人増加しています。一方、1世帯当たり人員は平成27(2015)年以降、減少傾向にあります。



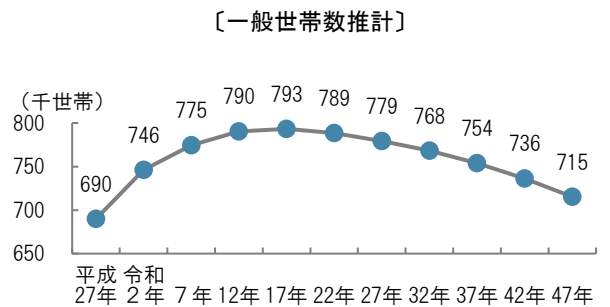
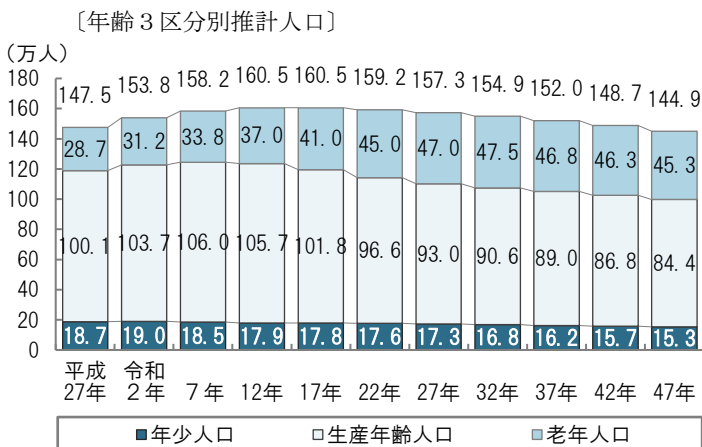
出典:「第7期川崎市地域福祉計画」

##### ② 川崎市の将来人口推計

総人口は、令和12(2030)年頃に160.5万人となりピークを迎えると推計されています。

年少人口は令和2(2020)年頃、生産年齢人口は令和7(2025)年頃をそれぞれピークとして減少に転じ、老年人口は当面増加を続け、令和32(2050)年頃にピークを迎えると推計されています。

一方、一般世帯数は今後増加を続け、令和17(2035)年頃に79.3万世帯となり、それ以降は減少過程に移行すると想定されています。

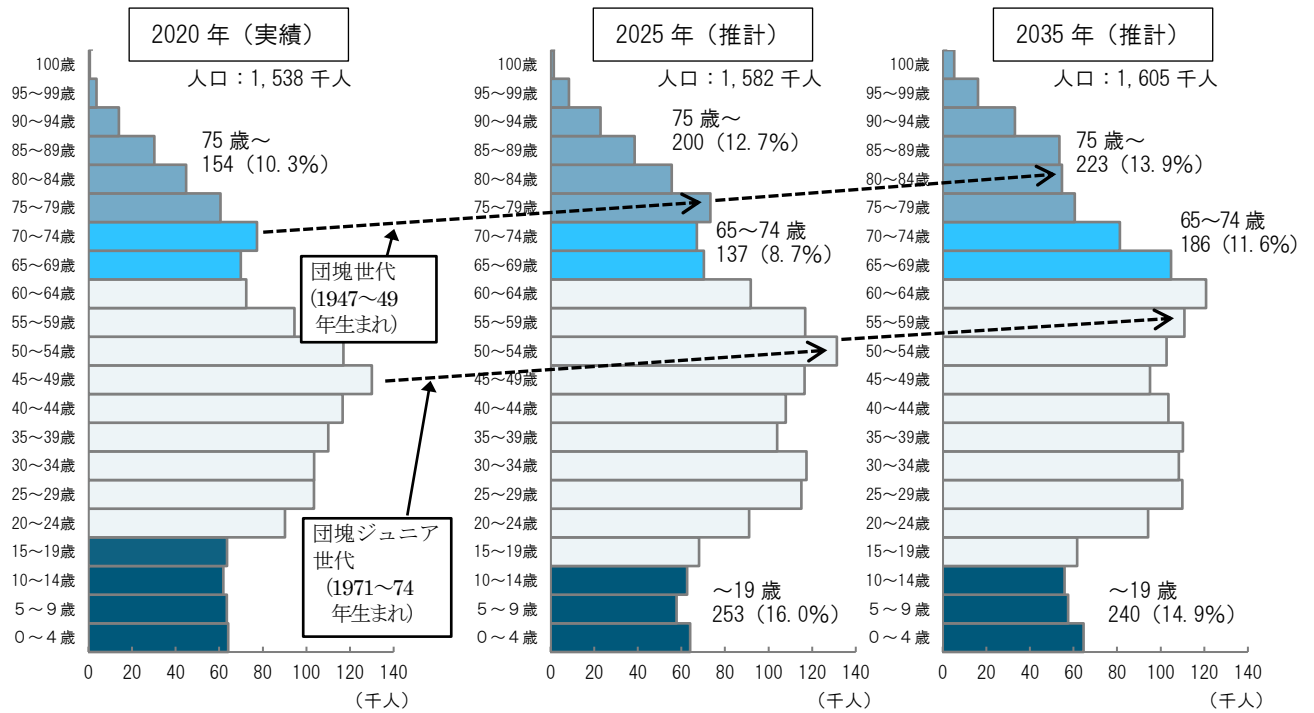


出典:「第7期川崎市地域福祉計画」

※端数処理を行っているため、合計が合わない場合があります。

出典:「第7期川崎市地域福祉計画」

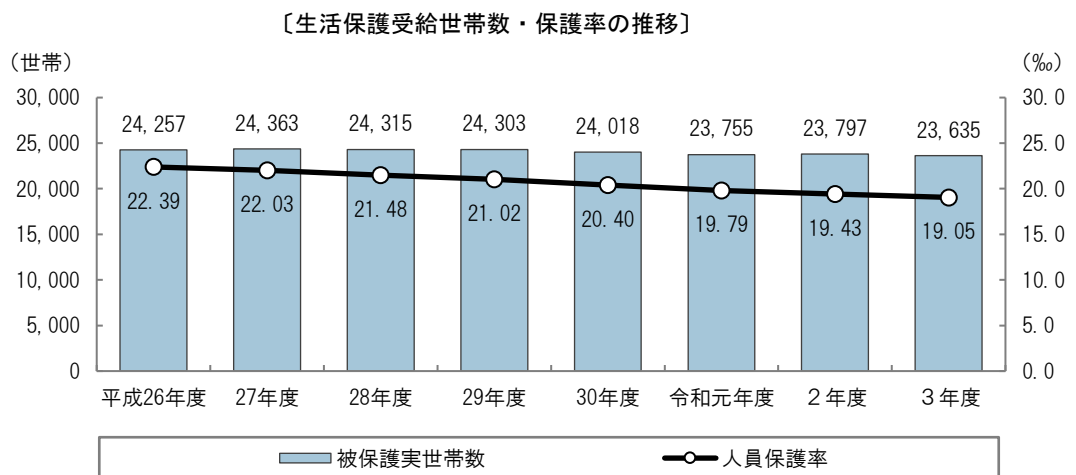
〔川崎市における人口ピラミッドの変化〕



出典：「第7期川崎市地域福祉計画」

③ 生活保護・受給世帯数・保護率の推移

被保護実世帯数（受給世帯数）は令和元（2019）年度に24,000世帯を下回り、人員保護率は令和元（2019）年度に20%を下回るなど、それぞれ減少傾向がみられます。



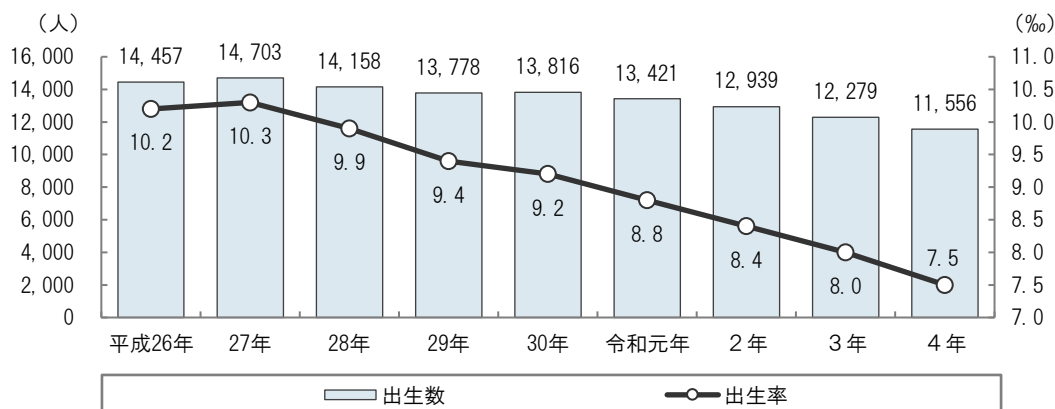
資料：川崎市統計書（各年度平均）、令和元（2019）年度は川崎市生活保護の動向  
 （注）保護率は毎月1日現在の推計人口1,000人に対する実人員の率を月平均にしたもの。

出典：「第7期川崎市地域福祉計画」



#### ④ 川崎市における出生数・出生率の推移

出生数は、令和4（2022）年に1.2万人を割り込み、出生率（人口千対）は、平成28（2016）年以降減少が続いています。

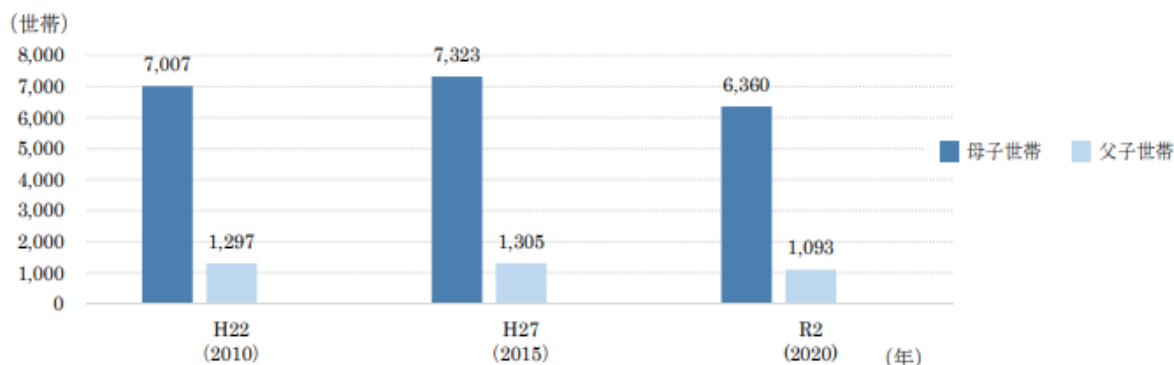


資料：川崎市健康福祉年報、平成30（2018）年以降は川崎市の人口動態。  
※%（パーミル）＝千分率（1000分の1を1とする。）

出典：「第7期川崎市地域福祉計画」

#### ⑤ 川崎市における母子世帯数・父子世帯数の推移

本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、令和2（2020）年に母子世帯数は6,360世帯、父子世帯数は1,093世帯となりました。

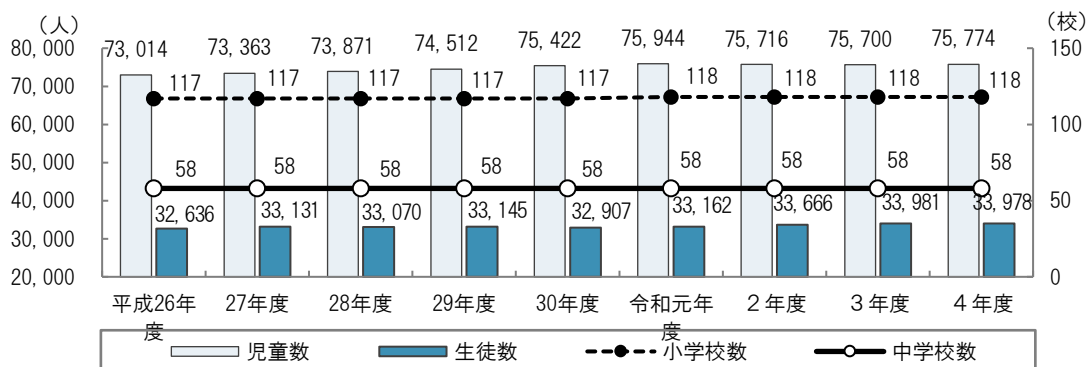


他の世帯員（20歳以上の子どもを除く。）がいる母子・父子世帯を含む。  
資料：総務省 国勢調査

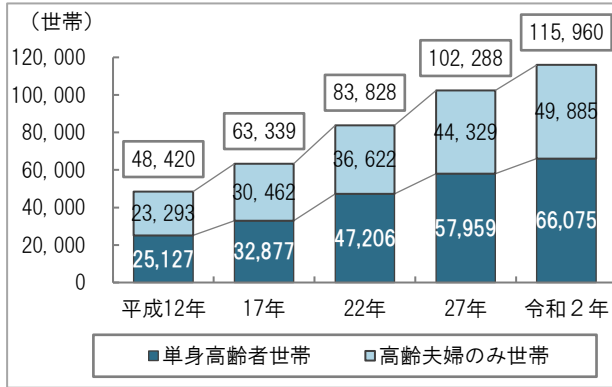
出典：「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」

#### ⑥ 川崎市における小学校数・児童数、中学校数・生徒数の推移

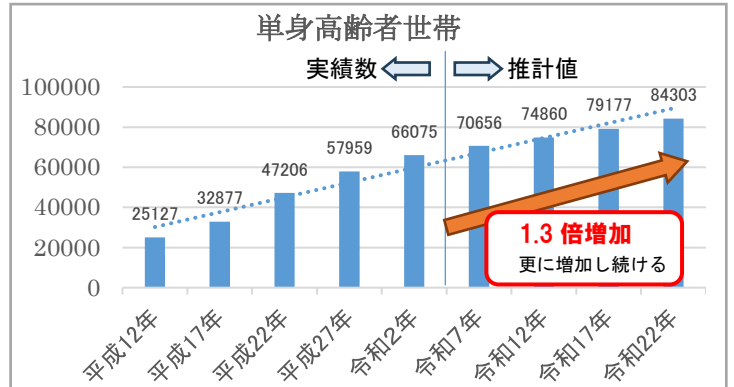
小学校児童数は令和元（2019）年度まで増加を続け、令和2（2020）年度以降は横ばいで推移しています。中学校生徒数は平成26（2014）年度以降、3.3万人前後で推移しています。



⑦ 川崎市における単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯の推移



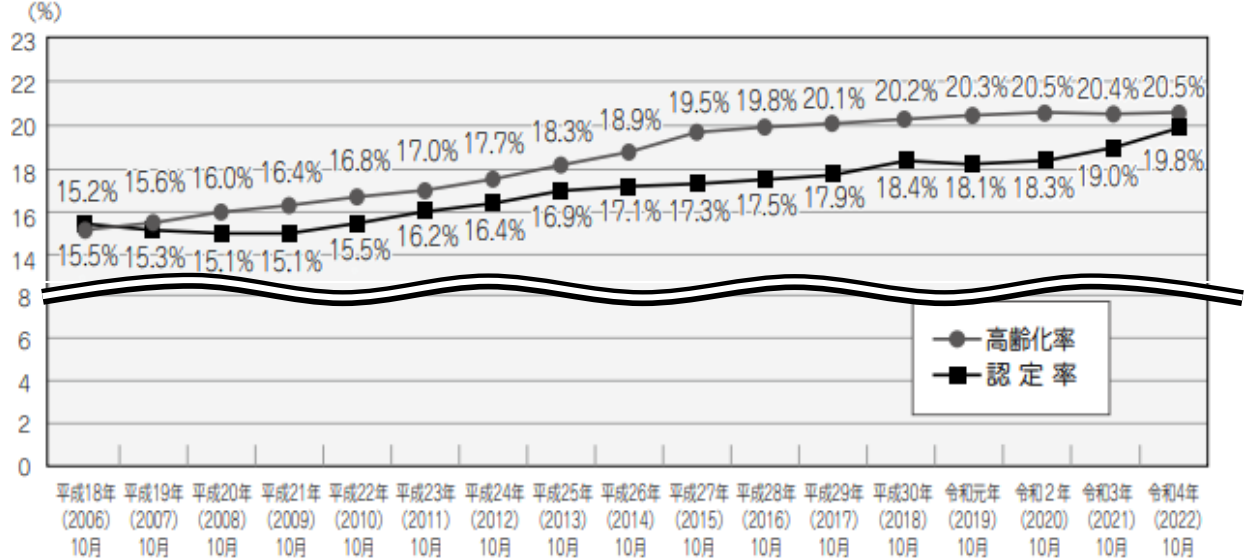
出典：「第7期川崎市地域福祉計画」



推計値は川崎市の実績数に全国の予測割合(国立社会保障・人口問題研究所参考)を掛けて算出

65歳以上のひとり暮らし高齢者、夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯は増加しており、令和2(2020)年の国勢調査では、合わせて11.6万世帯となっており、一人暮らし高齢者は今後も増加傾向にあります。

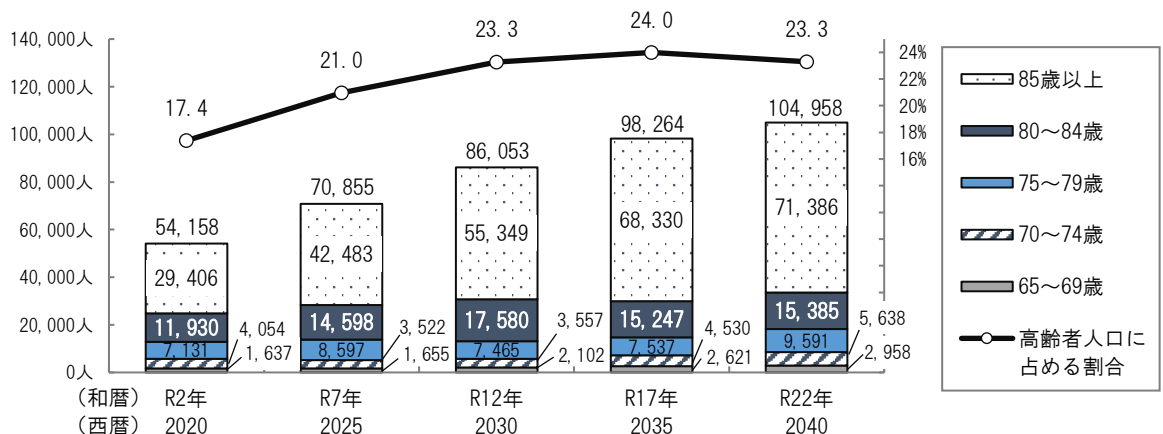
⑧川崎市における高齢化率と認定率の推移



出典：令和5年度高齢者のしおり

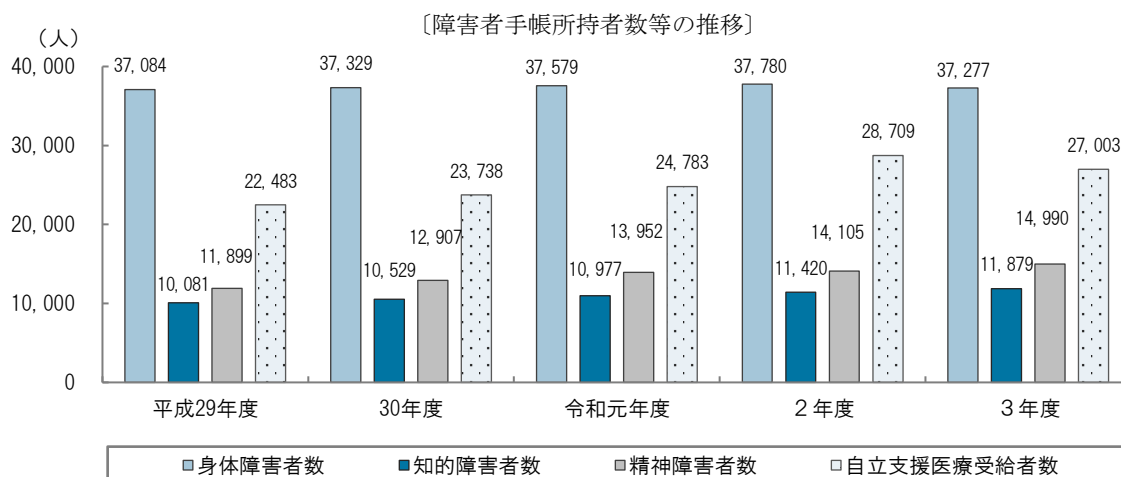
⑨川崎市における認知症高齢者の推移

本市の認知症高齢者数は、令和2(2020)年に5.7万人を超え、市の高齢者の約6人に1人が認知症であると推計しています。今後増加を続け、令和12(2030)年には約8.6万人、令和22(2040)年には約10万人まで増加すると想定しています。



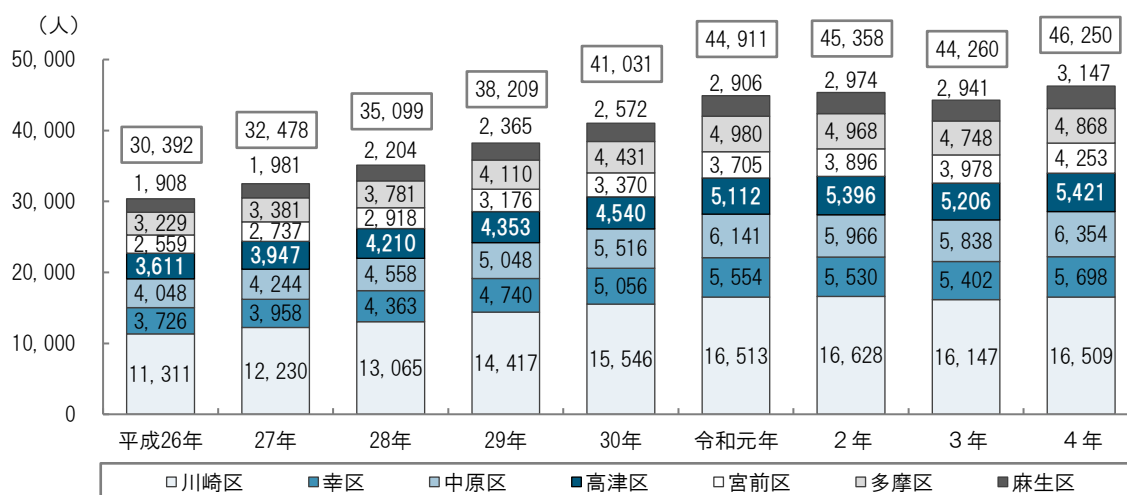
## ⑩ 障害者福祉関係の統計

知的障害者数、精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、いずれも増加傾向となっており、精神障害者数は平成 29（2017）年度から約 3,000 人増加しています。自立支援医療受給者数は、令和 2（2020）年度に約 4,000 人の増加がみられ、令和 3（2021）年度は 27,003 人となっています。身体障害者数（身体障害者手帳所持者）は横ばい傾向となっています。



## ⑪ 外国人住民人口の推移

外国人住民人口\*は、平成 26（2014）年以降増加傾向にあり、令和 3（2021）年には一時減少に転じたものの、令和 4（2022）年 9 月末日現在、46,250 人となっています。区別に見ると、最も多いのは川崎区で、全体の約 35.7%を占めています。



## (2)川崎市における地域福祉の状況

### ア 地域において感じること

#### 【住民調査】

「地域」において問題だと感じていることは、「地域防犯・防災に関する問題」が31.0%で最も多く、次いで「高齢者に関する問題」(30.8%)、「子どもに関する問題」(22.8%)、「地域のつながりに関する問題」(19.9%)となっています。

(複数回答)

	区分	H28年	R元年	R4年
1	地域防犯・防災に関する問題	34.6%	35.4%	31%
2	高齢者に関する問題	35.7%	34.4%	30.8%
3	子どもに関する問題	27.9%	24.6%	22.8%
4	地域のつながりに関する問題	24.4%	26.2%	19.9%
5	適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	17.4%	19.0%	16.3%
6	障害児・者に関する問題	11.5%	10.2%	10.1%
7	家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	10.5%	9.8%	10%
8	健康づくりに関する問題	11.3%	9.1%	9.3%
9	地域での活動・資源に関する問題(買い物、移動、食事など)	—	—	6.7%
10	地域活動や団体活動を行う拠点や場所がないという問題	5.9%	6.5%	5.9%
11	その他	3.8%	3.6%	3.3%
12	特に問題だと感じていることはない	23%	22.8%	29.1%

出典:第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

#### 【活動団体調査】

団体活動を行う中で、地域で問題だと感じていることは、「地域のつながりに関する問題」が60.0%で最も多く、次いで「高齢者に関する問題」が58.2%であり、「子どもに関する問題」、「心配事を誰にも相談できない問題」が昨年度より大きく数値が高くなっています。

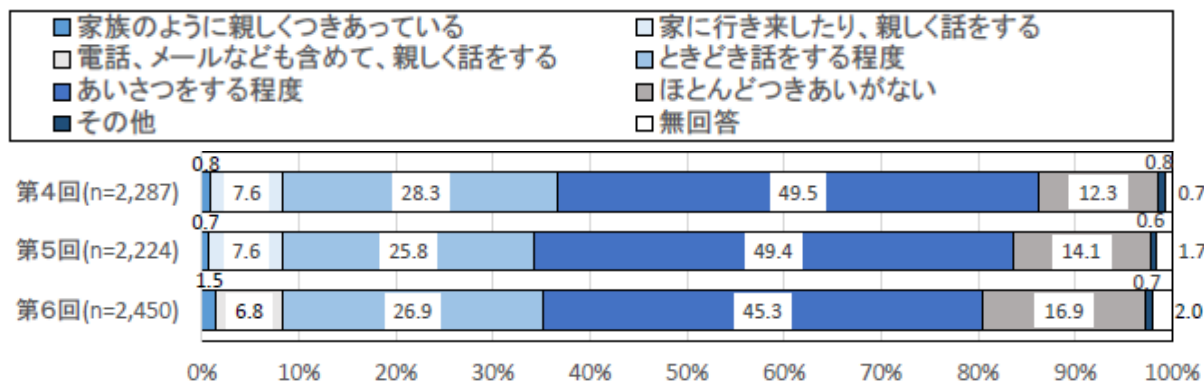
(複数回答)

	区分	H28年	R元年	R4年
1	地域のつながりに関する問題	56.5%	53.7%	60
2	高齢者に関する問題	61.4%	57.4%	58.2
3	子どもに関する問題	36.8%	34.0%	39.4
4	地域防犯・防災に関する問題	43.2%	39.6%	39.1
5	障害児・者に関する問題	39.7%	31.9%	35.1
6	適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	27.8%	28.2%	30.8
7	家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	19.5%	19.9%	28
8	地域活動や団体活動を行う拠点や場所がないという問題	20.5%	17.5%	18.5
9	健康づくりに関する問題	19.7%	16.0%	18.2
10	地域での活動・資源に関する問題(買い物、移動、食事など)	—	—	14.2
11	その他	3.0%	1.8%	2.8
12	特に問題だと感じていることはない	6.5%	4.9%	3.7

出典:第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

## イ 住民のつながり「近所付き合いの程度」

近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」が45.3%で最も多く、次いで「ときどき話をする程度」が26.9%である。また、「ほとんどつきあいがない」が16.9%である。「ほとんどつきあいがない」が増加傾向を示しています。



出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

## ウ 社会的不安や孤独・孤立の問題に対応していくために有効だと思うこと

「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組」が45.7%で最も多く、次いで「電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組」が37.0%、以降はほぼ同じ割合で「会食会など地域交流を深める取組」も23.7%、「身近な地域で開催される運動や体操などの取組」も15.2%でした。

区分	割合
1 地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組	45.7%
2 電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組	37%
3 地域包括支援センター等による生活実態の把握	28.2%
4 ごみ収集による確認	27.7%
5 弁当の配食時に安否確認する取組	25.9%
6 民生委員児童委員による訪問、見守り	25.7%
7 児童の登下校時の見守りの取組	25%
8 会食会、コミュニティ・カフェ、サロンなどを催し、地域交流を深める取組	23.7%
9 定期的な電話や傾聴訪問等の話し相手	16.4%
10 身近な地域で開催される運動や体操などの取組	15.2%

※回答件数：2,450件

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

## エ 心配事の相談先

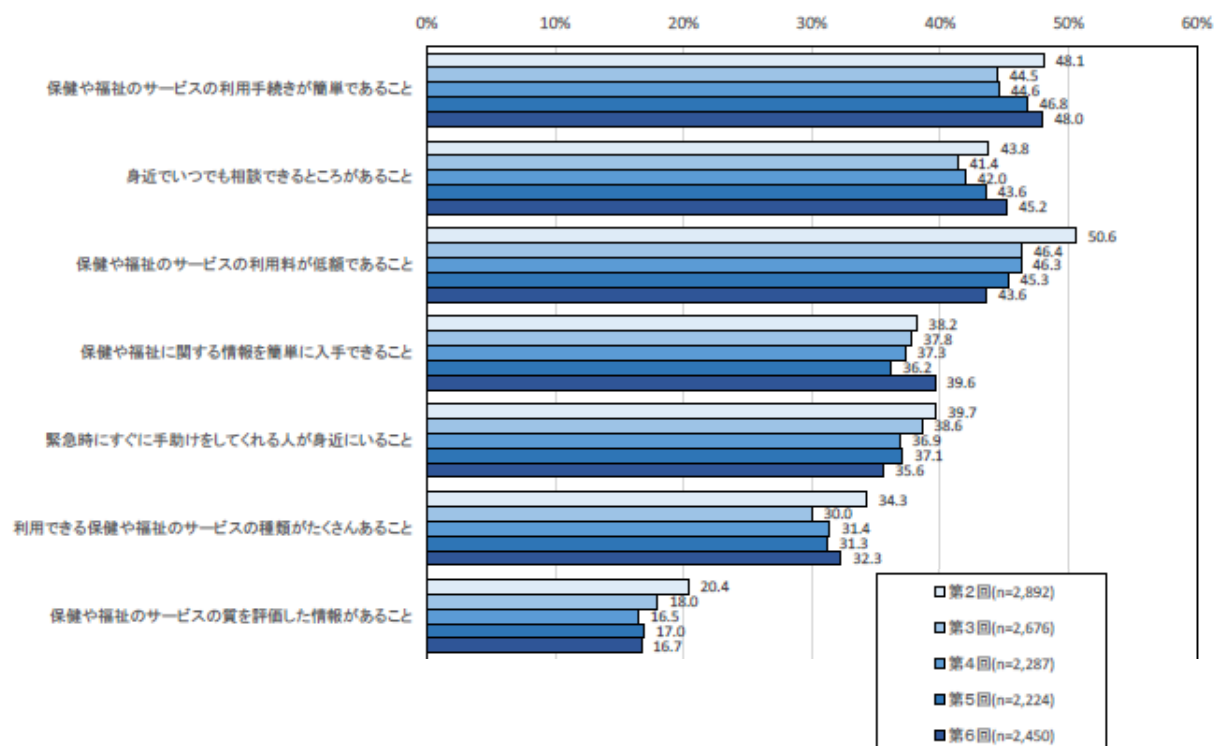
心配ごとや悩みごとがあった時の相談先は家族、友人など身近な人が多く、地域包括支援センターをはじめとする相談機関や民生委員児童委員などの相談員に相談する割合は、全てを合わせても約8%と低い結果となっています。

	区分	割合(%)
1	同居している家族	67.7
2	友人・知人	50.9
3	離れて暮らしている家族	36.2
4	インターネット	13.5
5	かかりつけの医療機関	12
6	近所の人	4.5
7	地域包括支援センター等専門相談機関	2.7
8	福祉施設やサービス提供事業所の職員	2.4
9	地域みまもり支援センターの職員	2.4
10	民間の相談機関	0.5
11	民生委員児童委員	0.3
12	社会福祉協議会	0.1
13	その他	2.5
14	誰にも相談しない	2.6
15	相談する人がいない	2.5

出典:第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

## オ 心配事を解決するために必要なこと

心配ごとを解決するために必要なことは、「保健や福祉のサービスの利用手続きが簡単であること」が48%で最も多く、次いで「身近でいつでも相談できるところがあること」が45.2%、「保健や福祉のサービスの利用料が低額であること」が43.6%、「緊急時にすぐに手助けをしてくれる人が身近にいること」が35.6%、「保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること」が32.3%と続く。



## カ 地区・区社協の認知度

地区・区社協の認知状況は、名前も活動内容も知っている人は15.8%（「名前も活動内容も知っている」3.8%＋「名前を知っており、活動内容も少しは知っている」12%）、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が45.7%、「名前も活動内容も知らない」が42%となっているなど認知度は低い状況が続いており、身近な福祉や活動の相談窓口としての社協のPR強化は必要と考えます。

	区分	H28年	R元年	R4年
1	名前も活動内容も知っている	3.5%	4%	3.8
2	名前を知っており、活動内容も少しは知っている	14%	16.2%	12
3	名前は知っているが、活動内容は知らない	32.5%	34.8%	34.3
4	名前も活動内容も知らない	45.6%	40.8%	45.7
5	無回答	4.3%	4.2%	4.2

出典：第6回川崎地域福祉実態調査報告書

## キ 地区・区社協の活動に期待すること

個人では在宅福祉サービスの充実（51.3%）が最も高い割合であるが、個人、団体ボランティア活動の促進、福祉関係団体の活動支援など、地域福祉活動の支援が多く寄せられているが、「身近な相談の場としての機能強化」は個人では全体の4割を占め、団体も3割を超えるなど、大きな割合を占めています。

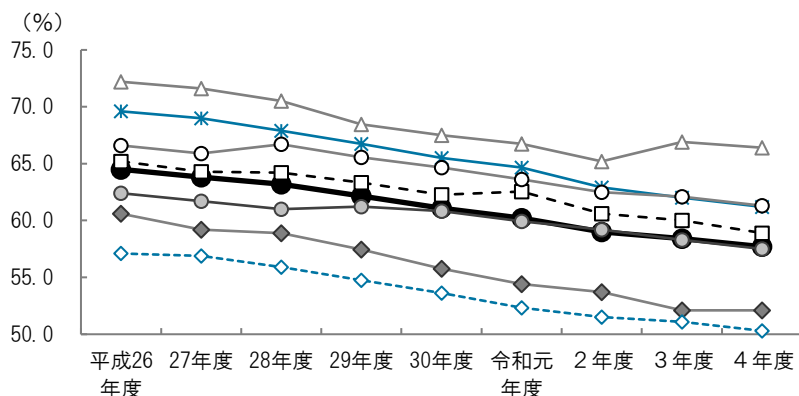
（複数回答）

区分	個人		地域活動団体				
	R元年	R4年	R元年		R4年		
			地区社協以外	地区社協	地区社協以外	地区社協	
1	在宅福祉サービスの充実	48.4%	51.3%	31%	15.4%	23.2%	20%
2	身近な相談の場としての機能強化	39.3%	38.7%	35.3%	30.8%	30.3%	40%
3	子育て支援の充実	23.8%	26.8%	27.3%	30.8%	25%	12%
4	ボランティア活動の促進	23.1%	19.8%	30%	38.5%	31.3%	20%
5	各種福祉講座・教室の開催	18.7%	13.9%	18.3%	50.0%	23.2%	48%
6	福祉関係団体の活動支援	12.2%	12.1%	21.7%	34.6%	19%	24%
7	NPOやボランティアグループへの支援	11.1%	12.1%	14%	0%	10.2%	0%
8	住民懇談会等の小地域活動の促進	10.4%	8.8%	16.7%	30.8%	14.4%	20%
9	その他	1.1%	1.8%	5%	15.4%	4.9%	0%
10	特になし	6.4%	7.7%	9%	3.8%	8.5%	4%
11	無回答	5.8%	8.5%	6%	7.7%	8.1%	20%
	回答者	450名	388名	220団体	26団体	284団体	25団体

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

## ク 町内会・自治会等加入率の推移

[障害者手帳所持者数等の推移]



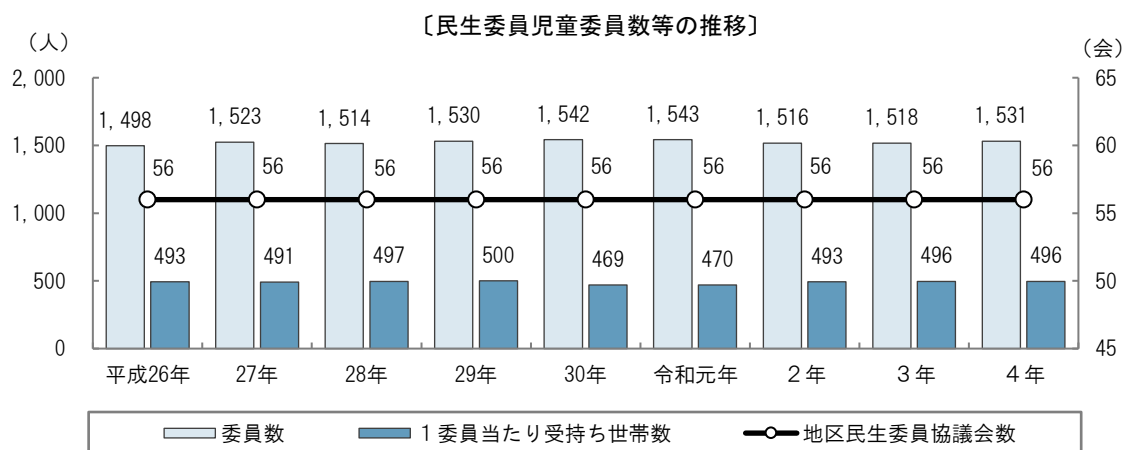
町内会・自治会等の加入率は低下傾向となっており、令和4（2022）年度は市全体で57.7%となっています。区別に見ると、幸区が66.4%で最も高く、次いで麻生区が61.3%、中原区が61.2%となっています。

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
川崎市	64.5	63.8	63.2	62.1	61.1	60.2	59.0	58.4	57.7
川崎区	60.6	59.2	58.9	57.4	55.8	54.4	53.7	52.1	52.1
幸区	72.2	71.6	70.5	68.5	67.5	66.7	65.2	66.9	66.4
中原区	69.6	69.0	67.9	66.8	65.5	64.6	62.9	62.0	61.2
高津区	62.4	61.7	61.0	61.2	60.8	59.9	59.2	58.3	57.5
宮前区	65.2	64.3	64.2	63.3	62.3	62.5	60.6	60.0	58.9
多摩区	57.1	56.9	55.9	54.7	53.6	52.3	51.5	51.1	50.3
麻生区	66.6	65.9	66.7	65.6	64.6	63.6	62.5	62.1	61.3

資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

## ケ 川崎市民生委員児童委員等の推移

人口、世帯数は増加している一方で、地区民生委員協議会数は横ばいとなっています。委員数は令和4（2022）年にやや増加しましたが、1委員当たり受持ち世帯数はほぼ変わらず推移しています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）



## コ 成年後見制度の認知度

「言葉は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」が37%で最も多く、次いで「おおむね制度について知っている」が30.7%、「知らない」が28.3%となっており、制度のPR強化は必要となります。

区分	R 元年	R4 年
1 すでに制度を利用している	1.8%	2%
2 おおむね制度について知っている	34.9%	30.7%
3 言葉は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない	35.6%	37%
4 知らない	24.4%	28.3%

回答者数：2,450名

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

## サ 保健や福祉の情報の入手先

「市の広報が」52.7%で最も多く、次いで「町内会・自治会の回覧板」が34.5%、「インターネットのホームページ」が16.1%、「新聞・テレビ」が15.3%と続きます。

調査実施かいを追うごとに、「市の広報」は減少傾向であるが、「インターネットのホームページ」は増加傾向であり、年代が若いほど割合が高い傾向にあります。

単位：%

区分	市の広報	町内会・自治会の回覧板	インターネットのホームページ	チラシ・パンフレット	新聞・テレビ	友人・知人	学校	団体等の広報紙等	区役所みまもり支援センター	社会福祉協議会	近隣	民生委員児童委員	その他	無回答
全体	54.5	25	28.1	19.8	14.5	10	4.5	2.6	3.6	2	3	1.8	5.9	5.4
20歳代	24.8	9.2	37.4	18.4	14.1	9.2	9.2	3.9	3.4	0	1.5	0.5	10.2	7.3
30歳代	42.1	9.7	39.6	23.6	6.6	11	8.5	1.6	3.1	0.3	2.5	0.3	6.9	3.5
40歳代	49.2	15.2	38.4	19.4	9.1	10.1	12.2	2.1	2.6	0.7	2.1	0.2	6.6	4.4
50歳代	58	23	33.3	17.3	12.2	7.9	2.1	1.7	2.8	1.1	3.6	1.1	7	3.2
60歳代	63	32.3	27.1	21.7	14.2	8.5	0.5	2.8	4.1	2.3	2.3	2.1	3.6	4.1
70歳代以上	67.7	43.2	8.9	19.2	24.1	12.6	0	3.6	4.9	5.1	4.4	4.4	4.1	8

回答者数：2,798人

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

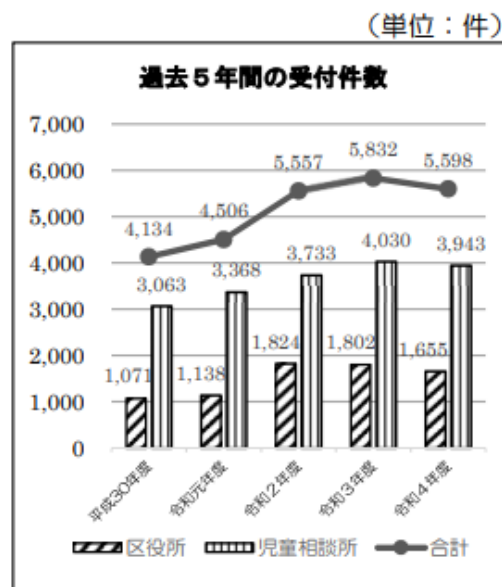
## シ 川崎市における児童虐待相談・通告件数について

市全体での相談・通告件数は5,598件、対前年度比4.0%の減少となっており、平成24年度以来、10年ぶりに減少しています。

(単位：件)

	市全体	区役所	児童相談所
平成30年度	4,134 (126.7%)	1,071 (119.7%)	3,063 (129.3%)
令和元年度	4,506 (109.0%)	1,138 (106.3%)	3,368 (110.0%)
令和2年度	5,557 (123.3%)	1,824 (160.3%)	3,733 (110.8%)
令和3年度	5,832 (104.9%)	1,802 (98.8%)	4,030 (108.0%)
令和4年度	5,598 (96.0%)	1,655 (91.8%)	3,943 (97.8%)

※ ○ 内は対前年度比を示しています。

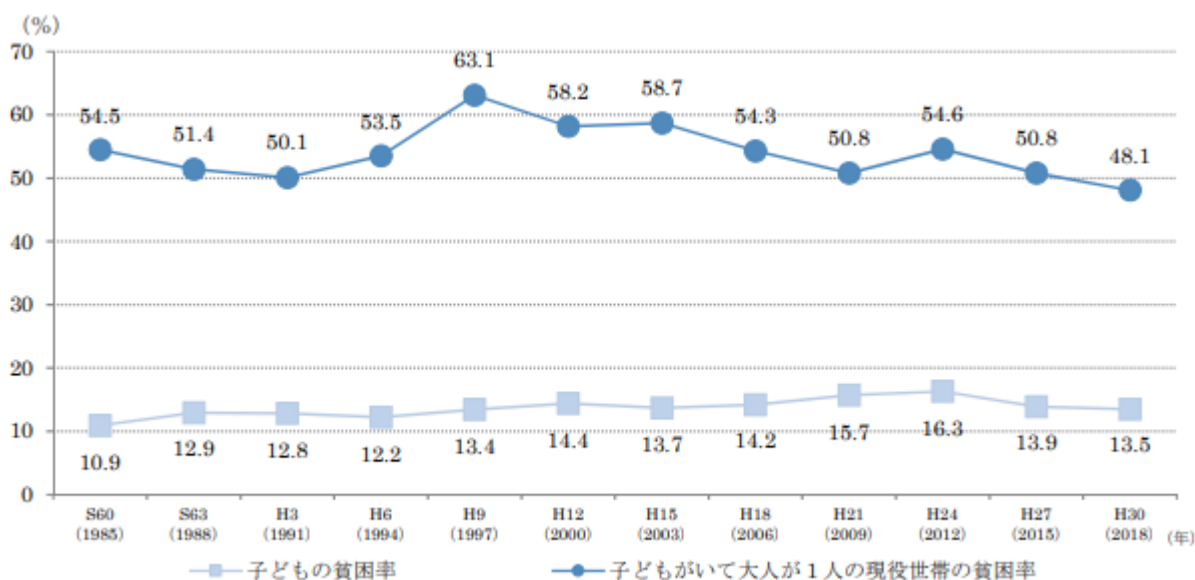


出典：川崎市報道発表資料を基に一部編集

## ス 子どもの貧困率

平成24(2012)年時点の我が国の「子どもの貧困率」は16.3%で、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされた中で、平成30(2018)年時点は、13.5%と改善したものの、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

特に、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は48.1%と極めて高い状況となっています。



出典：「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」

## セ 高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になった時に必要な手助けの内容

「安否確認の見守り・声かけ」が 43.2%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が 35.4%、「炊事・洗濯・掃除などの家事」が 28.3%、「ちょっとした買い物」が 24.9%が高い割合となっています。

		地域の人にしてほしいこと		自分自身でできること	
		R元年	R4年	R元年	R4年
1	安否確認の見守り・声かけ	49.1	43.2	62.2	54.3
2	災害時の手助け	42.3	35.4	35.7	31.6
3	炊事・洗濯・掃除などの家事	27	28.3	32.9	28.9
4	ちょっとした買い物	22.3	24.9	18.7	15.6
5	外出の付き添い	13.4	10.2	12.6	11.2
6	ごみ出し・雨戸の開け閉め	10.2	8.7	8.3	8
7	子育て・介護などの相談相手	7.7	7.2	9.5	7.5
8	趣味など世間話の相手	8.9	7.1	7	6.4
9	子どもの預かり	5.3	5.5	6	5.7
10	電球交換や簡単な大工仕事	7.6	2.9	8.4	5.5
11	草むしり、冷蔵庫内の整理	2.5	1.8	4.4	2.7
12	その他	2.2	2	2.4	1.8
13	特になし	13	13.1	12.6	12

出典：第 6 回川崎市地域福祉実態調査報告書

## ソ 市内におけるボランティア活動状況

	区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	ボランティア活動者数	5,682	4,729	確認中
2	ボランティア依頼件数	451	409	259
3	ボランティア活動コーディネート件数	335	320	210

市社協、区社協各ボランティア(活動振興)センターでの合計数

※令和元年度の数値は災害ボランティアセンターでの活動及び依頼件数は除く

### 【参考】

#### 全国の社協において把握しているボランティア人数の現況及び推移

全国の社協が把握しているボランティアの人数は、令和 3 年度と比較し、令和 4 年度は増加している。

	区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	ボランティア団体数	169,641	170,883	175,046
2	団体所属ボランティア人数	6,771,819	5,593,360	5,916,408
3	個人ボランティア人数	944,865	748,833	761,267
4	ボランティア総人数	7,716,684	6,342,193	6,677,675

出典：全国社会福祉協議会まとめ※一部加工

## タ 地域活動やボランティア活動への参加状況

川崎市が実施したにおいて、町内会や自治会に関する活動の参加状況は、年代が高いほど割合が高く、地域団体が抱える課題についても、町内会・自治会に関する活動以外は、どの年代も大きな差はみられませんでした。

(複数回答)

	区分	全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
1	回答者数(人)	2,450	206	318	427	469	387	609
2	町内会・自治会に関する活動	22	8.3	7.9	19.2	24.3	28.9	30
3	お祭りやイベントに関する活動	16	14.1	13.2	14.1	18.8	17.8	16.7
4	環境美化に関する活動	16	12.1	10.1	16.6	19.2	15	18.6
5	スポーツに関する活動	7.3	5.8	4.4	6.3	10	6.2	8.5
6	子育てに関する活動	6.7	4.9	8.8	9.4	8.1	6.2	3.4
7	健康づくりに関する活動	3.8	2.4	0.3	0.9	1.5	2.3	10.8
8	高齢者に関する活動	4.9	2.4	3.5	1.6	3	4.7	10.3
9	文化・芸術に関する活動	3.7	2.4	1.9	1.9	3	4.7	6.1
10	地域安全に関する活動	3.3	0	0.6	2.8	3.4	4.1	5.3
11	障害児・者に関する活動	2.6	2.9	5.7	2.8	1.5	3.1	1.3
12	社会福祉協議会に関する活動	2.9	1.5	0.9	0.2	1.9	3.6	6.7
13	医療に関する活動	1	1	1.6	0.2	1.1	0.8	1.5
14	その他	1.7	1.5	0.3	1.9	1.7	1.3	2.8
15	今は参加していないが条件が整えば参加したい	16.2	14.6	13.5	15.5	17.1	18.9	16.6
16	参加したことがない	41.5	52.9	53.8	44.7	41.6	36.4	32.7

出典:第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

## チ 活動を行う中で困っていること

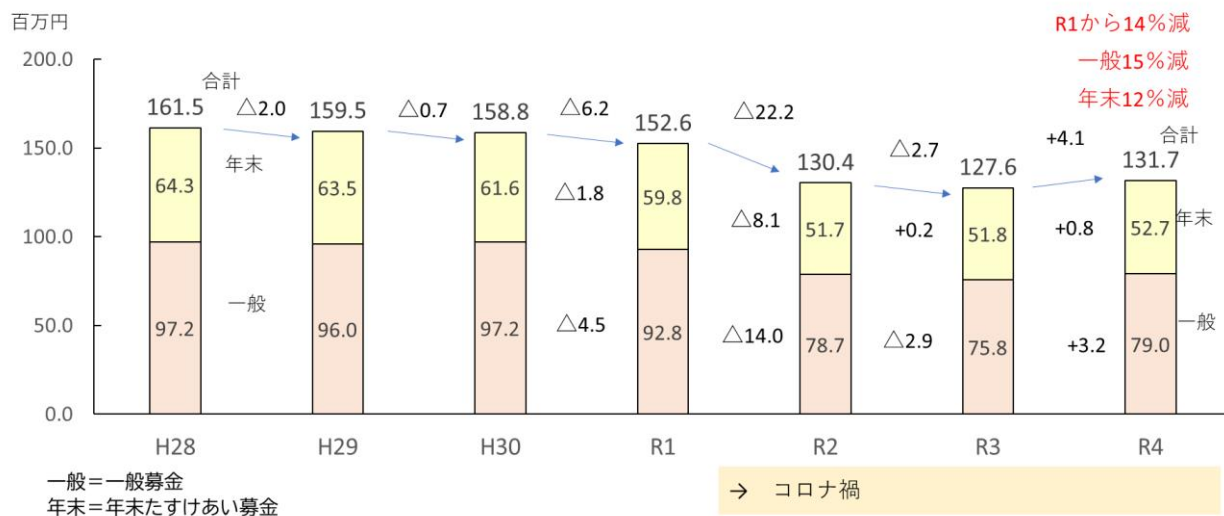
新たなスタッフ確保ができていない、スタッフの高齢化、活動のリーダー的人材不足など、担い手に関する課題が全体のほとんどの割合を占めています。また、新型コロナウイルス感染症などを踏まえた対応も高い割合が出ています。

	区分	R元年	R4年
1	新たなスタッフが確保できない	53.7	48.6
2	スタッフが高齢化している	57.4	48.3
3	新型コロナウイルスなど新興感染症を踏まえた対応	—	24.9
4	活動のリーダー的人材が不足している	31.3	23.4
5	活動資金が不足している	13.8	9.2
6	活動がマンネリ化してきている	11	7.7
7	スタッフの意識が乏しい	11	5.2
8	活動拠点が確保できない	7.1	4
9	活動の依頼に対応しきれない	8.6	2.8
10	活動に必要な情報が得られない	1.8	2.5
11	活動の依頼が少ない	2.5	1.8
12	地域住民と馴染めていない	3.4	0.9
13	その他	6.4	8
14	特に困っていることはない	12.6	10.2

出典:第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

## ツ 川崎市内の共同募金実績額の推移

これまでも一般募金、年末たすけあい募金ともに、年々減少傾向にありましたが、新型コロナ発生後はさらに大きく減少しています。



## テ 市社協における生活福祉資金（総合支援資金、緊急小口資金）貸付相談件数の推移

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の生活福祉資金の貸し付け件数は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度と比較して1.41倍に跳ね上がりました。このことから市民生活の影響が大きいことが分かります。

生活保護 令和元年度 3,354 件⇒令和2年度 3,359 件＝ほぼ同数

住居確保給付金 令和元年度 199 件⇒令和2年度 4,473 件＝22.5 倍

「生活保護」にいたる前に、「生活福祉資金 特例貸付」と  
「住居確保給付金」が市民生活を下支えしていたことが分かります

生活福祉資金 貸付件数

179件

令和元年度

1年間に  
141倍

25,251件

令和2年度

<参考：新型コロナウイルス感染症に係る資金特例貸付の最終件数>

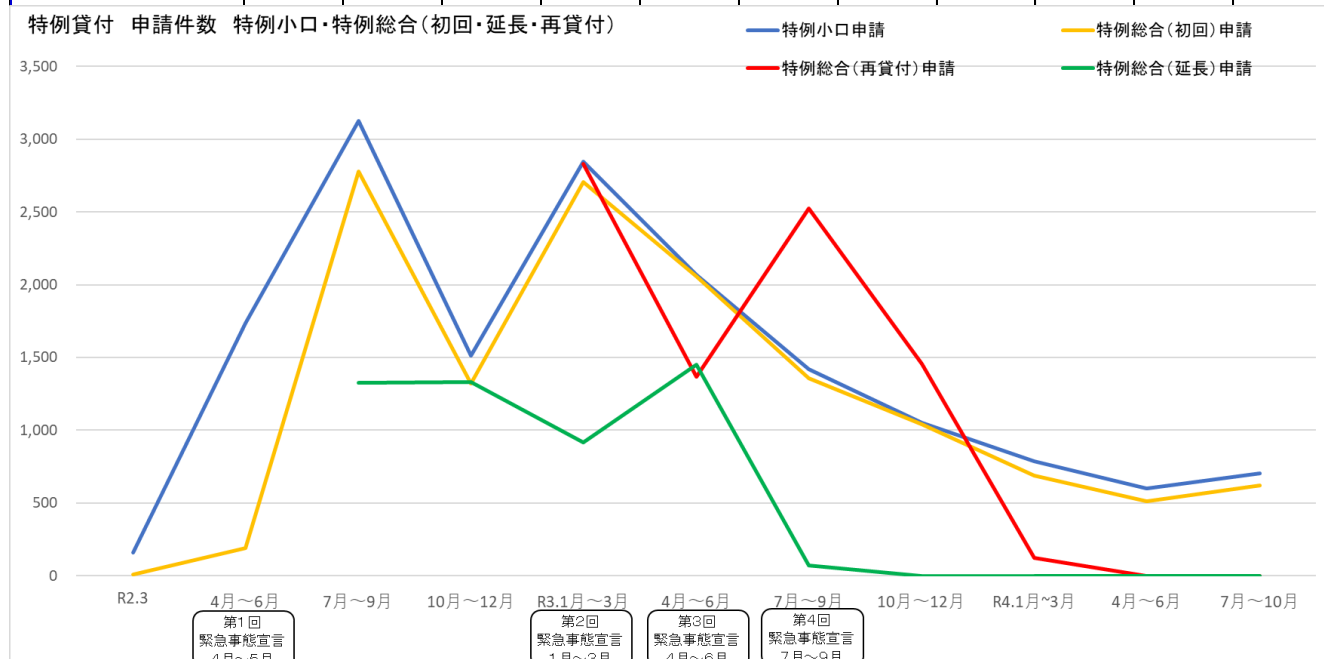
	相談受付		貸付決定	
	相談件数	金額	相談件数	金額
緊急小口資金	19,887	11,289,156	19,205	3,471,620
総合支援資金	初回		15,061	14,390
	延長	8,297	5,139	2,660,071
	再貸付	5,097	8,022	4,170,755
合計	48,342	18,174,393	46,756	17,461,506

※金額単位：千円

## ト 川崎市における新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金貸付制度による緊急小口資金等の貸付実績状況

申請の推移は緊急事態宣言の時期に増える傾向がありました。特例貸付はコロナの影響で収入が減少した方を対象としており、緊急事態宣言による経済活動の自粛などが背景にあると考えられます。借受人も30代～50代の現役世代が7割近くを占めています。

	R2.3	4月～6月	7月～9月	10月～12月	R3.1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	R4.1月～3月	4月～6月	7月～10月
特例小口申請	159	1,737	3,125	1,512	2845	2,068	1,417	1,051	784	600	706
特例総合(初回)申請	9	190	2,778	1,323	2708	2,059	1,358	1,042	690	510	621
特例総合(再貸付)申請					2831	1,367	2,522	1,455	121	0	0
特例総合(延長)申請			1,325	1,330	917	1,452	73	0	0	0	0
相談件数	662	4,767	15,778	12,530	21546	18,847	15,111	11,472	7,415	6,656	6,699



## ナ 生活再建支援室による資金借受人の困りごとの集計 (令和5年10月19日現在)

現在の困りごと	年代								合計
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代		
借りたお金を返せない、他にも借りたお金がある	5	9	17	25	14	12	2	84	
仕事のこと(仕事が見つからない等)	2	6	14	14	14	7	1	58	
病気、けが、障害など健康のこと	1	7	9	16	16	6	1	56	
家賃の支払いに困っている	3	6	9	16	7	9	1	51	
電気・ガス・水道・携帯電話料金を滞納している	2	4	7	9	4	6	1	33	
食べものを買えないことがある等	1	2	3	6	3	4	2	21	
介護のこと			3	6	4	1		14	
子育てのこと(学費の心配、学校で使うものを買えない等)		1	7	3	2			13	
家庭内の悩み(DVやひきこもり等)		3	2	5		2		12	
特になし		1	1					2	

## 2 計画策定にあたって踏まえる視点

### (1) 国や県の動き

#### ①地域共生社会の実現に向けて

人口減少や少子超高齢社会の到来により核家族化が進み、生活様式が多様化するなど社会状況が変化し、地域のつながりが弱まる中、これまでの福祉サービスでは解決できない複合化・複雑化した課題が増加しています。

こうした中、平成28年6月に閣議決定された「**ニッポン一億総活躍プラン**」では、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支える側」と「支えてもらう側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを目指すなどとした「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。

平成30年に改正された社会福祉法106条の3には「地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組」の趣旨が明記され、さらには地域共生社会の実現に向けた手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

第6期計画を策定するにあたっても地域共生社会づくりの視点を踏まえ、地域福祉を推進する中核的な組織としての役割を果たしていきます。



出展:厚生労働省ホームページ地域共生社会のポータルサイトより

#### ②SDGsの理念を踏まえた地域福祉の推進

SDGs (持続可能な開発目標)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画は、数年後の川崎市を見据えており、地域の皆さんと共に支え合い、いつまでも安全・安心なまちで暮らせるような地域をつくるために地域活動に取り組んでいることから、国際目標であるSDGsと深くつながるものです。



出展:国際連合広報センターより



### ③「<sup>※</sup>障害者自立支援法」の改正と、「<sup>※</sup>障害者総合支援法」の一部改正

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的として、「地域社会における共生に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年6月20日に成立しました。これにより「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められるとともに、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられました。

この障害者総合支援法は、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障害者等の希望する生活を実現するため、令和4年に改正されました。

また、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要なことから、令和4年5月に「<sup>※</sup>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関わる法律」が施行されました。

障害者や難病患者等が、住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができる地域共生社会が実現に向けた取組を推進してまいります。

### ④こどもがまんなかの社会の実現に向けて

子どもの権利条約が批准されたことにおいて我が国では、未婚化・晩婚化により少子化が急速に進行、子育ての孤立化により児童虐待相談対応件数が増加、ヤングケアラーの顕在化、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）拡大や物価高騰の影響により経済的に困窮する子育て家庭が増加など、子どもを取り巻く問題が深刻化しています。

このことから、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする取組を推進していくとし、そのための新たな司令塔として、令和5年4月こども家庭庁が創設されました。

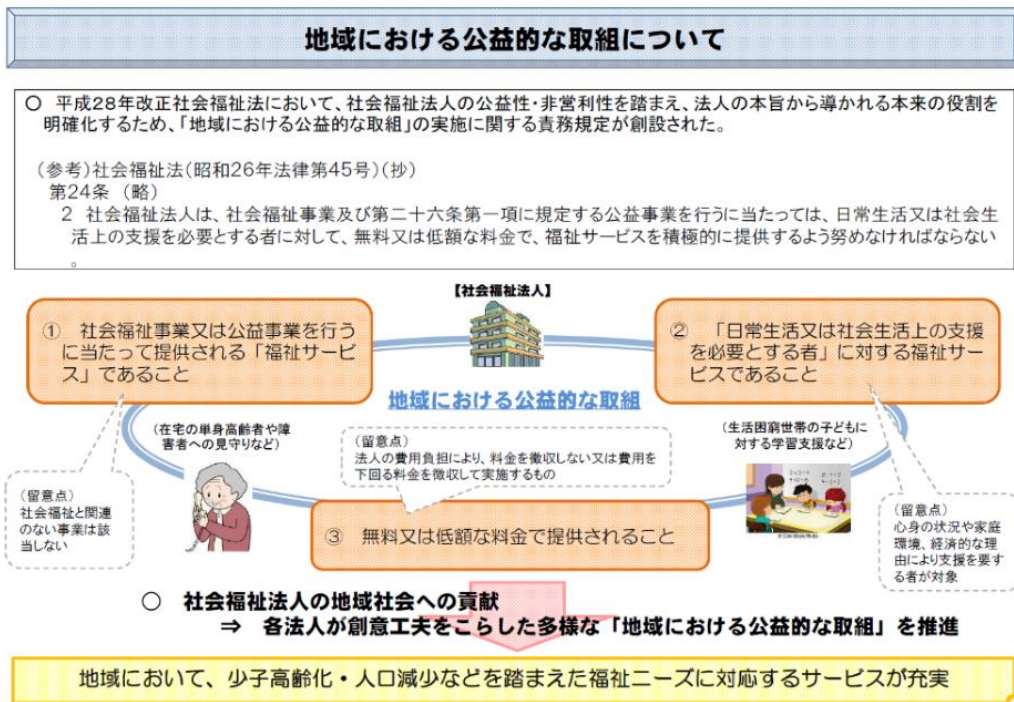
市社協も引き続き、全ての子どもが安心、安全に健やかに成長できる地域づくりを推進していきます。



## ⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人は、平成31年の社会福祉法改正により実施された社会福祉法人制度改革において、経営組織のガバナンスの強化に取り組むとともに、地域における公益的な取組を実施する責務を負うこととされ、これまで以上に地域福祉の中心的な担い手となり、多様で複雑化している福祉ニーズに対応することが求められるようになりました。

社会福祉法人（施設）が持つ専門性、ノウハウ、設備、ネットワークなどの資源を活用し、協働により、複雑・複合化している地域生活課題の解決や、地域のニーズに答えていけるなど、地域福祉の推進に大きな可能性が広がります。



## ⑥ 新型コロナ5類移行後を踏まえて

令和2年1月に発生した新型コロナは、8回に渡る感染拡大の波、その中で4回の緊急事態宣言、2回のまん延防止等重点措置が発出され、日常生活に大きな影響を与えました。

それまで地域福祉は「つながる、支える、参加する」という視点での活動が中心でしたが、3密回避等の普及が進み、これまで大切にしてきた視点での活動を自粛することが求められるようになりました。

その中でも、ICTの活用をはじめ工夫をしながら、つながりを絶やさない地域活動を継続して行ってきました。

この度、新型コロナは、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられ、これにより**新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法**に基づく様々な要請は終了しましたが、コロナ禍において創意工夫し実践してきた活動手法は今後の地域活動に積極的に活かし、活動の深化を図っていきます。

⑦ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～  
の視点を踏まえて

神奈川県では津久井やまゆり園において発生した事件を受け、県議会と共同で「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、障害者福祉の推進に向け取組を推進してきました。

障がい当事者との対話を重ねる中で、障がい者本人の立場に立つことが大切と改めて気づき、障がい者に関係する全ての人が、障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを大事にし、周りの人が工夫しながら必要な支援をすることが、障がい者のみならず障がい者に関わる人々の喜びにつながり、その実践が「障害者目線の障がい福祉」である考えに至りこの条例が作成されました。

この条例は第6期計画理念達成に向け重要な視点となるものと考えます。

## (2) 川崎市の動き

### ①川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく取組の推進

川崎市においては、少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象として、関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下「推進ビジョン」という。）」を策定しました。

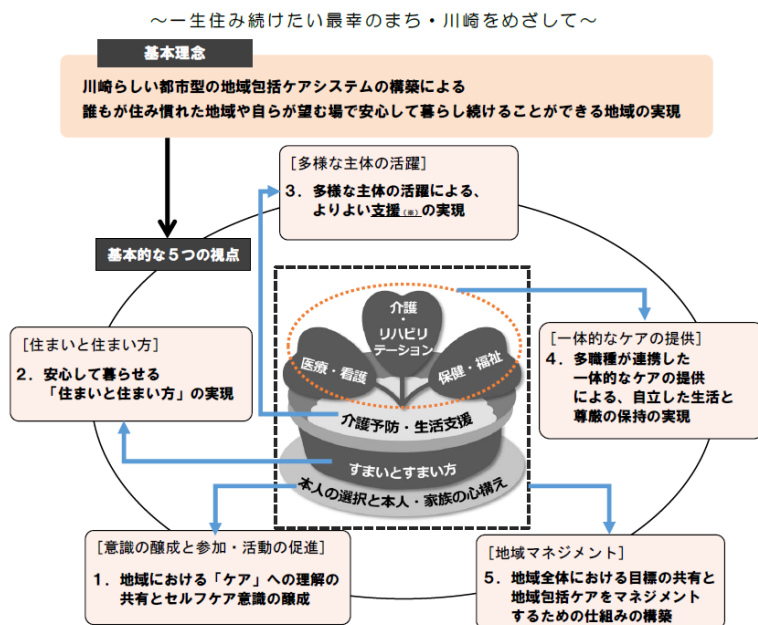
この「推進ビジョン」は、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍

「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

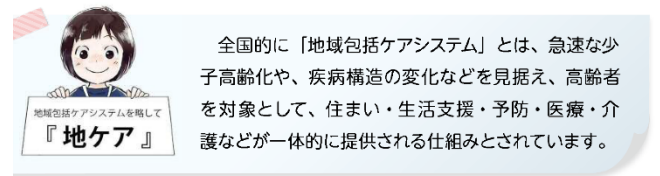
構築に向けたロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定して以降の平成27年度から29年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成30年度から令和7年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

### 【「推進ビジョン」における取組の視点】

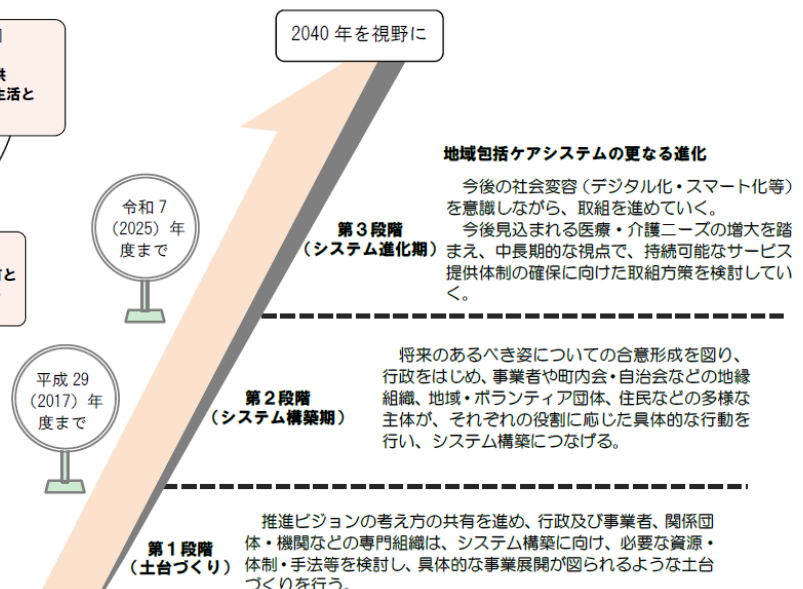


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。



### 【地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ】



## ②川崎市子ども・若者の未来応援プラン

子ども・若者が抱える課題への対応を確実に実施するとともに、国の「新・放課後子ども総合プラン」など、直近の国の動向等を踏まえるほか、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と多くの同一事業の進行管理を行っている「川崎市社会的養育推進計画」と統合することにより、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援を効果的に推進するため、令和4年3月に「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定しました。この計画に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めていくとしています。

特に、「施策の方向性Ⅲ 7子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」は、市社協が取り組む食糧支援や地域との連携による場づくりの視点と大きく関連するものです。

### <計画の基本的な視点>

- ◆視点1 子どもの権利を尊重する
- ◆視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える
- ◆視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う
- ◆視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

### <施策の方向性と展開>

#### ◆施策の方向性Ⅰ

子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

- 【施策】
- 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
  - 2 子どものすこやかな成長の促進
  - 3 学校・家庭・地域における教育力の向上
  - 4 子育てしやすい居住環境づくり

#### ◆施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

- 【施策】
- 5 質の高い保育・幼児教育の推進
  - 6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

#### ◆施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

- 【施策】
- 7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
  - 8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援
  - 9 障害福祉サービスの充実



### ③かわさき教育プラン

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約10年間の教育が目指すものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものです。

平成27年3月、平成17年3月に策定した「かわさき教育プラン」が果たしてきた役割を継承しつつ、子どもの実態や社会情勢の激しい変化等を踏まえ、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」を策定しました。

かわさき教育プランは、川崎市総合計画をはじめ、関連する計画との整合性を図りながら策定しており、関連する主な計画の中には「川崎市地域包括ケア推進ビジョン」も含まれていることから、本計画との関連性も高いものとなります。

また、かわさき教育プランで掲げられている19の施策のうち、特に「基本政策Ⅱ 施策及び主な取組2 豊かな心の育成」、「基本政策Ⅵ 施策及び主な取組2 地域における教育活動の推進」は、市社協が取り組む福祉教育や場づくりなどの視点と大きく関連するものです。

#### ■プランの基本理念・基本目標

<b>基本理念</b>	ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず <b>夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く</b>
<b>基本目標</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">じしゆ じりつ <b>自主・自立</b></p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff;"> <p style="font-size: small; margin: 0;">変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと</p> </div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">きょうせい きょうどう <b>共生・協働</b></p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff;"> <p style="font-size: small; margin: 0;">個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと</p> </div>

#### 第3期実施計画（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）「8つの基本政策」と「19の施策」及び「主な取組」

<p style="background-color: #f96; color: white; padding: 2px;"><b>基本政策Ⅰ</b> 人間としての在り方生き方の軸をつくる</p> <p style="font-size: x-small;">自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階からすべての教育活動を通じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。</p> <p style="font-size: x-small;">（施策及び主な取組） 1.キャリア在り方生き方教育の推進</p>	<p style="background-color: #f96; color: white; padding: 2px;"><b>基本政策Ⅱ</b> 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす</p> <p style="font-size: x-small;">学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。</p> <p style="font-size: x-small;">（施策及び主な取組） 1.確かな学力の育成 2.豊かな心の育成 3.健やかな心身の育成 4.教育の情報化の推進 5.魅力ある高等学校教育の推進</p>	<p style="background-color: #f96; color: white; padding: 2px;"><b>基本政策Ⅲ</b> 一人ひとりの教育的ニーズに対応する</p> <p style="font-size: x-small;">障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。</p> <p style="font-size: x-small;">（施策及び主な取組） 1.共生社会の形成に向けた支援教育の推進</p>	<p style="background-color: #f96; color: white; padding: 2px;"><b>基本政策Ⅳ</b> 良好な教育環境を整備する</p> <p style="font-size: x-small;">地域における子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進します。 「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やエレベーター設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。</p> <p style="font-size: x-small;">（施策及び主な取組） 1.安全教育の推進 2.安全・安心で快適な教育環境の整備 3.児童生徒数・学級数増加への対応</p>
<p style="background-color: #f96; color: white; padding: 2px;"><b>基本政策Ⅴ</b> 学校の教育力を強化する</p> <p style="font-size: x-small;">「地域とともにある学校づくり」を推進しながら、研修等を通じて教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来の業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。</p> <p style="font-size: x-small;">（施策及び主な取組） 1.学校運営体制の再構築 2.学校運営の自主性、自律性の向上 3.教職員の資質・能力向上</p>	<p style="background-color: #f96; color: white; padding: 2px;"><b>基本政策Ⅵ</b> 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす</p> <p style="font-size: x-small;">各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。</p> <p style="font-size: x-small;">（施策及び主な取組） 1.家庭教育支援の充実 2.地域における教育活動の推進</p>	<p style="background-color: #f96; color: white; padding: 2px;"><b>基本政策Ⅶ</b> いきいきと学び、活動するための環境をつくる</p> <p style="font-size: x-small;">市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。 社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。</p> <p style="font-size: x-small;">（施策及び主な取組） 1.自ら学び、活動するための支援の充実 2.生涯学習環境の整備</p>	<p style="background-color: #f96; color: white; padding: 2px;"><b>基本政策Ⅷ</b> 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める</p> <p style="font-size: x-small;">「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。</p> <p style="font-size: x-small;">（施策及び主な取組） 1.文化財の保護・活用の推進 2.博物館の魅力向上</p>

## 第3章 計画の基本理念、目標、取組方針

### 1 基本理念

# みんなで支えあい ともに安心して その人らしく暮らせる 川崎のまちづくり ～ともに目指す地域共生社会の実現～

市社協は約22,000の賛助会員、福祉・保健・医療・教育分野の関係機関・団体など、地域の多様な主体からなる約1,300の法人会員との顔の見える会員ネットワーク、更には、社会福祉協議会の地域レベルから全国レベルの社協ネットワークと、それらを活用した情報力、調整力、企画力を有しています。

川崎市の地域包括ケアシステムは、高齢者、障害者、子どもと全ての住民を対象とした視点を踏まえ、住み慣れた地域づくりを目指すものとしています。国も地域包括ケアシステムの対象を広げた「地域共生社会の実現」を目指していることから、地域共生社会の実現を目指すことは、地域包括ケアシステムの推進にもつながります。

第6期計画の理念は、川崎市と共有化した第4期・第5期計画の理念を基本的には継承しますが、これら市社協の強みを最大限に活用しながら全国的な地域福祉推進の潮流を踏まえると同時に、地域福祉施策の動向を確認し、川崎市でも必要と考える良い事例については川崎市に対し政策提案する視点や、地域生活課題解決に必要な取組を市社協がもつあらゆるネットワークを活用した企画をするなどし、地域共生社会の実現を目指します。

## 2 目標

第5期計画の目標は、地域包括ケアシステム取組の3つの柱である「意識づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」の視点を踏まえ、3本の目標を掲げました。

第6期計画の目標についても、第5期計画の3つの目標に加え、時代の趨勢を読み取りながら、未来の福祉を様々な主体と共創する視点から「未来づくり」を加えた4つの目標を掲げます。

### I 認め合い支え合う心を広げよう

「困っている人に気付き、寄り添える」「多様性を尊重し、互いに認め合う」「誰かの困りごとを自分のこととして共感し、行動に移せる」住民一人ひとりが持つ思いやり、やさしさを育み、お互いを認め支え合える」意識を醸成していきます。

### II みんなが参加できる地域をつくろう

住民一人ひとりが地域をつくる主人公として、地域の中で「いきがい」や「やりがい」や「参加できる場」、「活動」を発見でき、自分らしく住み慣れた地域で暮らせる住民主体の地域づくりを目指します。

### III 寄り添い支え合える地域のネットワークをつくろう

市民、事業者、行政といった地域の様々な主体が、住民一人ひとりが持つ不安や困りごとなど、それぞれの垣根を越えて、ともに解決に向け取り組んでいくことができるネットワークづくりを目指します。

### IV 未来の福祉を共創しよう

地域が紡いできた福祉活動が未来に繋がるよう、地域の様々な主体と共にICTなど新しい技術・手法を取り入れた地域福祉活動の環境づくりや新たな担い手の発掘・育成に取り組めます。

### 3 取組方針

目標達成に向け、市社協及び区社協現行計画の方針や取組の視点を踏まえた10の取組方針を設定します。

この取組方針の視点を踏まえ事業計画を作成し、各部署により具体的な取組を行っていきます。

- 取組方針1 「ふくし」の心が育つ取組
- 取組方針2 多様化する地域課題・生活課題への対応
- 取組方針3 「伝わる」広報啓発
- 取組方針4 活用の見える化～寄附文化の醸成～
- 取組方針5 場づくり・機会づくり
- 取組方針6 住民主体の活動の振興
- 取組方針7 福祉人材の発掘・育成・支援
- 取組方針8 多種多様な社会資源同士の連携強化と協働
- 取組方針9 災害に強い地域づくり
- 取組方針10 持続可能な地域福祉の推進に向けた調査研究の強化

#### <取組方針アイコン>

各事業にアイコンを作成し明確にします。

さらに各事業における推進視点を明確にするよう関連するアイコンにより表します。







## 取組方針1 「ふくし」の心が育つ取組

地域みんなの暮らしや地域の理解を促進すると共に、地域に住む一人ひとりの立場に立って、互いに尊重し支え合い、地域における課題を他人事ではなく自分事として捉える「ふくし」の心が育つ取組を推進し、幼少期から「ふくし」の心が育まれる環境をつくります。

### <課題・背景>

生活様式が変化し、多様性が高まり、少子超高齢化が進行、様々な地域生活課題が増えてきていることを背景に、様々な年代、様々な場面で「ふくし」を学ぶ機会が増えてきています。

このことから、持続可能な「ふくし」の心を育む環境づくりや共生意識の醸成に向けた取組を続けることが重要です。

### 取組1 子どもたちへの福祉教育の取組 ～福祉教育における学校との協同実践～

社協は地域福祉をすすめていく組織として、福祉教育を大切にし、学校を含む様々な場面で行われる福祉教育を推進・支援しています。企画段階からの相談、地域の社会資源や人材をつなぐコーディネートを担っており、地域の様々な資源を駆使したプログラムを一緒に考え、学びを深める機会を創造しています。

直接会うことができない場合でも<sup>※</sup>オンラインでの交流を提案し、継続的な福祉学習の取組を行ってきました。福祉教育では高齢や障害の方をはじめ地域で暮らす様々な人と触れ合うことで多様な価値観、生き方があることを学び、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育てていきます。

例：当事者の方（視覚障害・聴覚障害・盲導犬ユーザー等）からのお話/車いす体験サポート/車いすバスケットについて/ボッチャ体験/妊婦体験/手話講座 など



オンラインを活用した福祉教育  
※学校と施設とをオンラインで繋ぐ

### <関連する取組方針>



## 取組2 学校教員向けの福祉教育研修～効果的な福祉学習についての学び～

市社協では、川崎市教育委員会、かわさき市民活動センターと連携し、市内で体系的・継続的・効果的な福祉教育を推進していくことを目的として、「福祉教育推進会議」を開催し、福祉教育プログラムガイドやリーフレットを発行しています。

学校での「総合的な学習の時間」の導入に伴い、市立小中学校の授業の中で福祉について学ぶ機会が増えていますが、教職員自身が福祉について学ぶ機会は少ない中で子どもたちへの指導にあたっています。そこで市社協は市立小中学校の教職員を対象に、福祉の学習について理解を深め、学校と福祉関係機関との連携を深めることを目的として、夏休みに「教職員向け福祉教育研修」を実施しています。研修の中では福祉教育についての講義をはじめ、区社協職員や教員からの学習事例の紹介、指導計画書を作成するワークショップなどを行っています。

他者の立場や心情を思いやり、互いを支え合う心や姿勢、「ともに生きる力」を育ていける土壌作りに取り組んでいきます。



川崎市教育委員会との共催による、川崎市立学校教員向け「福祉教育研修」

< 関連する取組方針 >



## 取組3 企業をはじめとする地域の様々な主体への福祉教育～地域の社会資源と福祉活動への参加

社協の使命である「誰もが社会参加できる地域づくり」を目指して、地域を基盤とした福祉教育の推進・実践に取り組んでいます。

今、企業は<sup>\*</sup>CSR、SDGsに積極的に取り組んでおり、具体的に自分たちに何ができるか、福祉的な要素を盛り込めるか相談がくることがあります。地域に見える活動を進めたい、社員への意識醸成から始めたいなど、内容は様々ありますが、丁寧に話を伺い一緒に考えています。

具体的には市内郵便局とは複数回、郵便局職員向けの福祉教育研修を行い、成年後見制度や地域包括支援センターの事業理解や連携等に学びました。

市内郵便局との連携による福祉教育の経験を活かし、企業をはじめとする地域の様々な主体が地域福祉活動への参加促進につながるような取り組みを行います。



企業による地域向けのICT活用講座



オンラインを活用し市内全郵便局員向けの福祉教育

< 関連する取組方針 >



## 取組方針2 多様化する地域課題・生活課題への対応

要支援世帯の早期発見及び早期支援のためのアウトリーチの強化により、日頃からの地域における顔の見える関係づくりを通して、横断的な相談対応体制を構築します。

### <課題・背景>

新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化や少子超高齢化などにより、**※8050問題**・孤独・孤立など、生活課題が多様化・複雑化していることが地域課題に繋がっています。

第6回川崎市地域福祉実態調査のヒアリング調査では「誰にも相談できない」「相談先が分からない」などの課題も顕在化されています。

社協会員をはじめ様々な機関等とのネットワークを活かし、課題の把握を行い、ネットワークの充実やアウトリーチを通じた相談支援など相談体制の強化が必要となります。

### 取組1 指定管理施設を活用した地域ニーズの把握と解決に向けた取組

令和3年に新型コロナウイルスワクチン接種の予約が始まった際、民生委員やいこいの家管理人に「スマートフォンでの申し込みが難しくてできない」という高齢者からの相談が多く寄せられました。

多摩区社協ではこのようなニーズに対し区内の専修大学に高齢者にスマートフォンの操作方法を教えることができないかと相談したところ、老人いこいの家を会場として高齢者と学生の交流会という形で実現しました。令和4年度は、5館のいこいの家で開催し、高齢者51人、学生26人が参加しています。

高齢者から「講座では質問しにくいけど1対1なので知りたいことをゆっくり聞けた」という感想や、大学生からは「スマホを教えるつもりだったがいつのまにか戦争や昔の話話を聞かせてもらい、地域のことを知ることができた」等の感想がありました。

今後も区内の他の大学や高校にも働きかけ、多世代交流の推進に努めながら、学生に福祉活動に参加してもらうことで新たな地域福祉活動の担い手の育成にも取り組みます。

川崎市社協ではこのように、把握した地域ニーズに対して指定管理施設などを活用し解決に向けた取組を推進していきます。



「スマホの使い方を気軽に聞ける交流会の様子」

### <関連する取組方針>





## 取組2 市社協、区社協のふくし相談を入り口としたコミュニティソーシャルワークの展開

社会情勢の変化とともに、65歳以上の高齢者世帯・一人暮らし世帯が増加し、世帯規模の縮小が進んでいる一方で、近所づきあいは希薄化しています。そのため困った時や悩んだ時に相談する相手がいない場合が多くあります。

市社協では「どこに相談しようか分からない」「だれかに相談したい」「福祉の情報が知りたい」など様々な困りごとに対し、市社協、各区社協では、それぞれの困りごとをはじめとするふくし相談に対応できる相談窓口を設置し対応しています。何に困っているのか分からない、どこに相談してよいかわからない場合でも、社協が持つネットワークの活用により様々な支援機関と連携し、適切な相談場所へつなげていきます。

さらに、受け止めたふくし相談を個別の問題として捉えるのではなく、地域の問題として捉え、会員をはじめとする地域の多様な関係機関等と共有し、協働により課題解決を図る

※「コミュニティソーシャルワーク」を展開していきます。



<関連する取組方針>



## 取組3 新たなニーズに対応する取り組み

近年、エンディングノートや遺言の作成等様々な取り組みによって、終活を行う方が増えており、そのニーズが増えてきていることから市社協は終活支援事業として令和5年1月より川崎市未来あんしんサポート事業として事業を開始しました。

この事業は川崎市内在住で葬儀・埋葬を託す親族がいない方の終活を支援する事業ですが、亡くなられた時だけに限らず、元気な時期は地域活動参加支援、ケアや介護が必要になったら、成年後見制度の相談や日常生活自立支援事業を行うあんしんセンター、地域包括支援センターや介護事業所等、関係機関とのつなぎなど、市社協が持つ強みを生かし最期まで充実した人生を送るための支援を行っています。

今後も時代の変化とともに求められるニーズに、社協が持つネットワークや実施している事業を重層的に組み合わせながら、必要に応じて新たな事業提案も含め対応していきます。

<関連する取組方針>



エンディングノートや未来サポートあんしん事業に関する住民説明会の様子



## 取組方針3 「伝わる」広報啓発

市社協に関する事業や、地域の様々な団体・活動の情報発信を通じ「ふくし」への理解を広め、川崎市の地域福祉を推進します。

また現在デジタル社会の形成がすすめられているなか、情報から取り残される人がいないよう支援をするとともに、より多くの人へ情報が届くよう、ICTの活用も含め様々な手法を取り入れ「伝わる」広報啓発に取り組みます。

### <課題・背景>

※ SNS等の普及により、容易に情報を得られる社会となっています。

一方で、「情報の入手の仕方が分からない」「ほしい情報にたどり着けない」「デジタル機器が使いこなせない」など、情報の入手に困難さを感じている方もいることから、届けたい人に届けたい情報を届けられていないことが課題となっています。

また、第6回川崎市地域福祉実態調査において、社協の認知度が低い現状があります。

地域福祉への理解を広めるうえで課題となっている「届けたい情報が届く情報発信」と同時に、社協の認知度向上が必要です。

### 取組1 社協認知度向上に向けた広報戦略～相談が寄せられ、頼りにされる社協を目指して

住民から相談が寄せられる社協を目指し、第5期計画では「様々な手法を用いた情報発信」を取組の一つとして掲げ、広報強化に取り組みました。

市社協では組織内に広報戦略チームを立ち上げ、「伝えるから、伝わるへ。参加したくなる広報を」をコンセプトに、広報誌「川崎の社会福祉」の全面リニューアルを行い、地域の活動を分かりやすく伝えることや、地域活動に参加できることを意識した誌面づくりを行っています。広報誌をきっかけに社協の活動に参加される方も増え、新たに広報誌配架に協力いただいています。

また公式SNSやYouTubeを立ち上げ、各コンテンツの性格を活かしたターゲットに届く広報活動も展開しています。

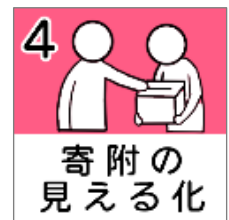
既存の広報活動の発展や時代の流れに合った手法を取り入れた啓発活動を積極的かつ継続して行うことで社協認知度を高め、多くの市民が身近に感じられ、誰もが相談しやすい社協を目指します。



キャラクター活用によるブランディング戦略

### <関連する取組方針>





## 取組方針4 活用の見える化～寄附文化の醸成～

地域福祉を推進する参加方法である寄附文化の醸成に向け、活用の見える化に力を入れ、理解を促進すると共に寄附や募金がしやすい環境や仕組みづくりを行います。

持続可能な地域福祉推進に必要な取組や事業、地域福祉活動団体や住民の自発的・主体的な活動の財源確保に向け、住民、企業などに対し募金や寄附の呼びかけを行います。

### <課題・背景>

赤い羽根共同募金や賛助会費、寄附などは全体として減少傾向にある一方で災害義援金や食糧寄附については多くの協力が得られています。

寄附や募金がどのように活かされているかを分かりやすく伝え、寄附や募金、賛助会費が身近な社会貢献であり、地域福祉活動を支えているという実感が得られるような取組を含めた募金や寄附の呼びかけが必要です。

### 取組1 社協活動への支援者、協力者増強に向けた呼びかけの工夫

麻生区社協では賛助会員募集の説明会を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては実施できない場合や、情報は知りたいが、人の集まる場所に行きたくないと言った意見が多く寄せられました。

そのため、説明会を補完するものとして、新たに賛助会員募集についての説明動画を作成しHPにアップロードしました。

いつでもだれでも閲覧できるように、動画はパワーポイントのスライドにナレーションを吹き込んだり、麻生区聴覚障害者協会に協力いただいた手話付き動画にしました。

賛助会費は社協事業の貴重な財源となることから、社協を知らない方をはじめ、多くの方に賛助会員のことに興味関心を持っていただけるよう、広報活動に工夫を凝らしながら協力を呼び掛け、社協活動に協力していただける支援者を増やしていきます。

### <関連する取組方針>



麻生区社協ホームページより



## 取組 2 「どのように、何に使われるか」を分かりやすく。明確な使途用途を示した寄附の呼びかけ

市社協では新型コロナウイルス感染症発生後、収入の減少、雇用の喪失などにより生活に困窮する世帯が多く発生したことを背景に、市民や企業から食糧の寄附を募り、相談機関を通じて必要な食糧をお渡しする「食糧支援かわさき」を実施しました。現在は子育て家庭や高齢者の中で要支援を必要とする世帯に対し見守りのツールとして食糧を活用しています。

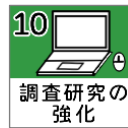
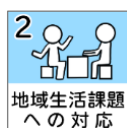
食糧支援は使途が明確であることから、多くの寄附金品がこれまで寄せられています。

募金や寄附を呼びかける際はまずはそれぞれの募金や寄附の目的、そして使途などを分かりやすく説明するなど活用が見える化を行います。

寄附や募金は地域福祉を推進するための参加方法の一つでもあるので、寄附や募金活動に参加しやすい様々な仕組みづくりや寄附形態を調査研究しながら、寄附文化の醸成を行っていきます。



< 関連する取組方針 >







## 取組方針5 場づくり・機会づくり

「やりがい」「いきがい」「健康づくり」のきっかけにつながる住民同士の交流、住民の主体的な活動への参加促進を通じ、自助、互助の取組振興、介護や社会的孤立などの地域生活課題の予防や解消、把握などにもつながる場づくりや、機会づくりを行います。

### <課題・背景>

日本全体では12年連続で人口が減少する中、川崎市は交通利便性の向上等により他地域からの若い世代の転入者、外国人市民を中心に増加し続けています。

住民の交流や地域福祉活動への参加などは、高齢者のみに留まるものではありません。世代、文化、考えの違う人たちがわかり合い、刺激し合うことが重要であることから、地域の様々な方が交流し参加でき、ニーズ発見や助け合いを生み出す場や機会、その人らしく居られる場づくり、充実が求められています。

### 取組1 多世代交流の推進に向けた地域拠点づくり

幸区社協では、世代を超えて誰もが自由に集える、地域に開かれた住民交流活動拠点「陽だまり」を区内3か所（小倉・塚越・河原町）で運営しています。趣味・教養の講座、地域包括支援センターや市立看護大学などによる健康講座を定期的に行っています。

河原町において「シニア向け生きがいづくり・介護予防事業」を小倉・河原町で「住民主体による要支援者等支援事業」を受託するなど見守りや閉じこもり防止のネットワークづくりを目的として、ニーズを把握しながら住民主体による取り組みを進めます。

その他、地域住民宅の一部を開放していただき、これまでの多世代交流に加えた新たな地域の学習の拠点として試験運用しています。

市社協ではこれからも「住民主体の居場所づくり」に掲げ取り組み、このような多世代が交流できる住民主体の居場所づくりを推進していきます。

<関連する取組方針>



地域生活課題への対応



住民主体の活動振興



連携強化と協働



小倉の駅舎陽だまり「健康麻雀」



河原町の陽だまり「ポッチャ大会」



塚越の陽だまり「手芸」

## 取組2 指定管理施設を活用した居場所づくり、参加の機会づくり

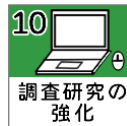
高津老人福祉・地域交流センターでは、高齢者に対する健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための機会を総合的に提供する目的に加え、広い世代に向けた地域交流の場を提供し、年間を通じて様々な事業を展開しています。

老人福祉センター交流事業では、身近で親しみやすいセンターとして、暮らしに役立つ身近なテーマを題材に、利用者の生活の参考になるような講演を行う「くらし啓発教室」を開催しており令和5年度は民間企業と連携しながら「寒天」をテーマに開催しました。普段身近にある食材などをテーマとしていることで参加者希望者も多く、講習の中では参加者同士の交流も自然と生まれました。

住民活動の拠点や集える場では、住民同士の交流が生まれ、そこで「やりがい」「いきがい」「健康づくり」など参加しやすく関心の高いテーマの講座を開催することで、施設がより身近なものとなります。

社協で実施している各種事業を、ニーズや時代に合わせた「場づくり、参加の機会づくり」に向けた視点を持たせながら積極的に展開します。

<関連する取組方針>



老人福祉センター  
活動(卓球)の様子



いこいの家でのコミュニティ  
カフェ



## 取組方針6 住民主体の活動の振興

ボランティアなど地域福祉活動の担い手づくりや育成、住民の主体的な活動者や団体に対し活動しやすい環境整備や交流の機会づくり、様々な情報提供や活動促進に向けた支援を行います。

### <課題・背景>

従来日本では様々な苦難・災禍に対峙した時、住民同士が助け合い、自らの力で解決する文化が育まれ、地域ごとに違う課題に対し草の根的な活動が生まれ、それが多くのサービスや活動を生んできています。

しかし、人間関係の希薄化・孤立により、人生の幸福や地域の繋がりを感じにくい状況も生じています。特に新型コロナウイルス感染症の影響下では活動・行動が制限されたことにより状況が悪化しました。

改めて身近な地域での支え合い・助け合いの理解を広め、促進する仕掛けや取組、活動しやすい環境づくりが必要です。

### 取組1 「共生社会」を目指した取り組み

区社協と町内会自治会の代表で構成される地域部会では、地域福祉の推進に向けて、双方の連携強化と課題解決を目的に、トップセミナーを開催しています。令和3年度からは「共生社会」をテーマとして、外国籍の方や認知症の方との地域における共生をテーマに研修を行っています。支援者や当事者の声を聞きながら、情報共有や交換を行う貴重な場となっています。

また、当事者団体で構成される障害者団体部会では、毎年12月に行われる障害者週間キャンペーンにおいて、ポスターの掲示やアゼリアビジョンを活用しての広報、駅頭でのポケットティッシュの配布など積極的なPR活動を実施しています。

さらに、障害者福祉施設と民生委員児童委員においては、身近な地域で交流や意見交換を通じ、地域で双方が連携できる体制構築を目指した「福祉でつながる地元交流会」を各区で開催しています。「障害理解」の促進、地域生活課題を改善できる取組の創出など通じ、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。

このような「共生社会」を目指した取り組みを推進することを通じ、今後も住民主体の活動の振興を支援していきます。



障害者団体部会によるPR活動

### <関連する取組方針>



実際に施設内で開催された「福祉でつながる地元交流会」



地域部会トップセミナー

## 取組 2 多くの世代に向けたボランティアのきっかけづくり

学生を対象にした福祉教育の一環として、さまざまなボランティア活動に参加し、体験する福祉体験学習チャレンジボランティアを夏休み期間実施しています。

親子参加のプログラムもあり、子どもと一緒にもう一度福祉について学んでもらうことで親世代へもアプローチを行っています。

身近な場所で体験活動を行うことで、地域を知り、人を知り、ボランティア活動に参加できたという達成感を得ることができるとともに、プログラム参加を通じ多世代交流のきっかけづくりや、地域の支え合いの第一歩になると位置づけています。

子どもたちを受け入れていただく団体とボランティアをやってみたいという子どもたちの気持ちを最大限つないでいけるような取組を行っています。

< 関連する取組方針 >



チャレボラ 2023 の様子





## 取組方針7 福祉人材の発掘・育成・支援

様々な手法により福祉の仕事の魅力を発信し、地域福祉を支える専門的人材の発掘及び育成を行うとともに、専門性や技能の向上に向けた取組を推進します。

また、福祉の担い手が誇りと働きがいを持って福祉に関わることができるよう、継続的に支援します。

### <課題・背景>

少子・高齢社会の加速化、生産年齢人口の減少等により福祉サービスに対する需要の増大・多様化が求められる中、高い技術と倫理観を持つ人を含め多くの人が携わることが大切です。こうした仕事・活動に対する社会的評価を高め、児童や青少年から魅力や関心を感じてもらえることが今の状況にも未来の「ふくし」にも重要な事です。

### 取組1 多様な手法で福祉の魅力を発信！多くの人に関わり持てる取組の展開

福祉の仕事に関心のある方が現場で働く職員との座談会を通し、福祉の仕事への意欲関心を高める事に繋げるため、ハローワーク川崎と共催で「福祉のお仕事ミニ就職相談会・座談会」を開催しています。川崎市内の施設や事業所の現場職員の方が参加し、参加者の方に直接福祉の仕事の魅力などを伝えていきます。

若い世代へ福祉の魅力発信として、高校生新聞（神奈川県新聞社発行）に高校生が福祉施設の現場取材した記事を掲載し神奈川県内の高校生等に配布しました。学生アルバイトを雇用している福祉施設が市内には沢山あること、安心安全、とてもやりがいや、魅力のあるアルバイトとして認知してもらおう機会となりました。

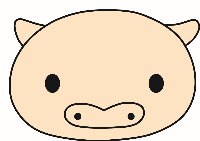
掲載記事の中で、アルバイト先の紹介に関する問い合わせ窓口として、福祉人材の無料職業紹介所である当会の「福祉人材バンク」を紹介しています。

このように、従来の手法にとらわれず様々な媒体を通じ、多くの人に福祉の魅力を発信していきます。

### <関連する取組方針>



県内約 260 校 20 万人の学生に配布



川崎市福祉人材バンクキャラクター  
ほっとん



災害ボランティアセンター設置  
運営訓練の様子

## 取組 2 福祉を担う人材を支える取組

市社協では、福祉を担う専門職の確保・育成支援（福祉人材バンク事業、保育士就学資金貸付事業）、育成・定着支援（階層別研修、資格取得研修、課題別研修）、福祉従事者向けサポート（メンタル相談、各種研修会）、法人経営者や施設運営者への運営支援（経営相談事業、各種部会事業）を行っています。

総合研修センターでは、誰もが住み慣れた場所で、その人らしく暮らし続けることができる社会の構築、切れ目ない継続的な支援のための専門職の資質向上、多（他）職種連携等を目的とした基礎的な研修から資格取得に関する研修、講座等を開催しています。支援ニーズや施策課題、時代の要求に則した最新かつ専門的な知識や技術に関する研修実施に向け、川崎市所管課、関係機関との相互連携の下、引き続き求められる適切な研修実施に取り組めます。

また、川崎市福祉サービス協議会共催の「福祉用具展示・相談会」では、福祉機器に触れ、専門職に活用について質疑する機会、正しい知識習得による適切な介助・介護、介護負担の軽減、専門職同士のみでなく地域で福祉を支える様々な関係者間の顔の見える関係づくりの場となるよう更なる拡充を図り展開していきます。

福祉を担う人材を支えるため、引き続き現在実施している各種事業を拡充させていくと共に、今後も関係機関との連携、情報収集などを深めながら、時代が求める福祉のニーズに即した人材育成、支援の取組を展開していきます。



総合研修センター講座の様子

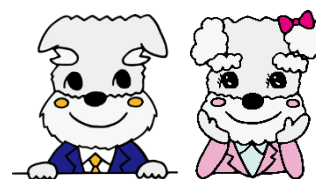


新人新任介護職員向け  
実践研修



福祉用具・展示相談会

### < 関連する取組方針 >



研修センターキャラクター  
ケンケン&プラン

### 取組3 訪問介護支援事業所で取り組む福祉人材の発掘・養成

市社協の訪問介護支援事業所では、介護保険法および障害者総合支援法に基づくサービス提供により、長年訪問介護事業を担い地域福祉の一助を担ってきました。現在では、「かわさき暮らしサポーター養成研修」や、地域住民のなかでホームヘルパーの仕事に関心を持つ方を対象とした入門講座「ホームヘルパーのお仕事講座」を実施し福祉人材の発掘を行っています。

また、さいわい訪問介護支援事業所では、さいわい健康福祉プラザにて開催するプラザ祭りにて介護体験や介護相談のブースを設置しました。2日間で約140名のブース来場があり、地域住民との交流やつながり作りの機会を持つとともに、来場者へお仕事講座やかわさき暮らしサポーター養成研修を紹介するなど、介護の仕事に関心を持つ機会作りに取り組んでいます。

福祉人材の確保・養成は、事業所運営にとどまらず、地域福祉の推進を図る上でも喫緊の課題と考えています。今後も社協内外との連携を図りながら、介護人材の発掘・育成の役割を意識して取り組んでいきます。



介護体験・介護相談ブースの様子

### 取組4 福祉を目指す人材への支援と、人材確保に向けた実習生の積極的な受け入れ

市社協では社会福祉士国家試験受験資格取得のためのソーシャルワーク実習の受入を行っています。

実習生が実践的な経験を通じて必要なスキルや知識を効果的に習得できるよう、地域で活動するボランティア、関係団体の方等、多くの方に協力いただきながら、市・区社協が行う様々な事業の体験、実習時期を合わせ他校実習生との交流、フィードバック報告会を通じた実習過程の共有などスケールメリットを活かしたプログラムを作成しています。

実際のソーシャルワークの現場を体験し、福祉の仕事に魅力を感じることで、福祉人材の確保につながっていきます。

またソーシャルワーク実習の他にも介護支援専門員実務研修、介護福祉士養成課程における介護実習等、様々な実習・研修の受入を行っており、今後も未来の福祉人材の育成・支援を行っていきます。

< 関連する取組方針 >



令和5年度ソーシャルワーク実習の様子



## 取組方針8 多種多様な社会資源同士の

### 連携強化と協働



福祉分野以外の社会資源同士の連携強化、制度や既存の仕組みでは解決できない課題や地域のニーズなどに協働で対応できるよう、分野別の組織、専門領域などの枠を超えたネットワークづくりを推進します。

#### <課題・背景>

生活困窮や社会的孤立に始まるヤングケアラー、8050問題、引きこもりなどの複雑化・複合化した課題やニーズが地域にある中、社会福祉法人の連携による地域貢献や民間企業による<sup>\*</sup>プロボノ活動など、多種多様な主体が地域福祉の推進に参画する動きが出てきています。

福祉分野だけでなく、様々な分野の企業・団体が個々に持っているノウハウを組み合わせることで、課題やニーズの解決に繋がるのが期待されます。

#### 取組1 地域生活課題解決に向けた地域と社会福祉施設連携による取り組み

地域の生活課題を発掘し、支援方法の検討、事業としての支援体制の構築につなげるためには、社会福祉施設等の社会福祉法人、地域福祉活動団体、ボランティアなど、多くの社会資源による、分野領域を横断したネットワーク作りの推進が基盤となります。

宮前区社協は、山坂が多いために生じる高齢の方や障害のある方等が抱える地域生活課題に着目し、福祉車両による近隣の商業施設へ送迎を行う「買い物支援サービス事業」を実施しています。

施設が提供する車両に、地域のボランティアが運転や添乗するなどのご協力をいただくなど、支援のネットワークを作り、生活課題の解決に向けて取り組んでいます。

また、**施設部会**では、豊富な知識や経験を持つ社会福祉施設職員が、その専門性を活かして、地域に出向き、無料の講座を行う「ふくしの出張講座」を実施しています。

社会福祉施設と地域を社会福祉協議会がつなぐことにより、包括的な支援体制を構築し多様なニーズへの対応や、あらゆる地域生活課題の解決に取り組み、ともに生きる豊かな地域社会づくりを進めています。

このように、事業を通じて直面した支援体制や地域の生活課題、新たなニーズの解決に向け、より多様な社会資源とのネットワークの構築・支援を見据えた展開を推進していきます。

#### <関連する取組方針>



買い物支援事業



ふくしの出張講座

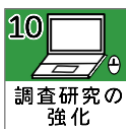
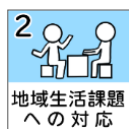
## 取組2 地元企業等との連携による地域福祉推進に向けた取組

これまで、令和元年東日本台風被害による多くの復旧支援要請。新型コロナウイルス感染症流行時の経済活動停滞による生活困窮者の増加。特に高齢者へのデジタルデバイスやスマホをはじめとするIT機器活用ニーズの拡大。ICT機器を活用した多様な交流体験の機会創出の支援依頼など、様々な課題やニーズに対し、企業、青年会議所などが社会貢献の一環として寄付やプロボノ活動をはじめとするノウハウの提供、社員等のボランティア参加など、様々な支援を提供していただき、連携して支援活動に取り組んできました。

これまでの主体との連携に加え、今後、超高齢社会の時代においては高齢者自らが健康増進に向けて主体的に取り組んでいけるよう、保健、医療との連携も重要となってきます。

今後、様々な地域の生活課題やニーズに対応していくために、地域福祉の推進に向けた取組を様々な分野領域の主体と協働により取り組んでいけるよう、地域の多様な主体との連携を積極的に図ると同時に、それぞれが取り組む地域貢献活動を支援していきます。

< 関連する取組方針 >



Zoomの使い方講座



地元高校生企画の社会課題解決に向けた取組への支援

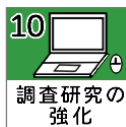
## 取組3 分野を横断した連携による生活課題の発見と生活再建支援

令和2年3月25日から令和4年9月末まで、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方々の支援として、生活福祉資金特例貸付の受付を行い、貸付件数48,000件、176億円を超える貸付を実施し、市民のセーフティネットの役割を果たしてきました。令和5年1月から償還(返済)が始まり、市内借受人約2万人の様々な困りごとに対応するために、生活再建支援室を立ち上げ、地域の連携と専門機関のネットワークで借受人に寄り添った、アウトリーチによるプッシュ型の支援を実施しています。

令和5年8月から償還猶予中の借受人に状況確認シートを送付し、返送者に電話連絡し、困りごとの聞き取りや訪問支援、関係機関へのつなぎなどの寄り添った支援を展開しています。借受人の抱える生活課題は多重債務や就労、子育て、介護などの複合的な課題を抱えている方が多くいることが分かってきました。アウトリーチにより、生活課題を早期発見し、生活再建のお手伝いをしていきます。

そのためにも、市社協生活再建支援室と区社協地域課の、それぞれの強みを活かした更なる連携の強化と、福祉分野に限らない様々な機関と連携するためのプラットフォームづくりを推進します。

< 関連する取組方針 >





## 取組方針9 災害に強い地域づくり

多発する大規模な自然災害をはじめ、様々な災害時の対応を見職員訪問による伴走型支援  
体・機関や地域資源の把握と連携強化、地域住民同士のつながりづくりを平時より推進  
します。

災害発生後、被災された地域、住民への生活再建に必要な支援が円滑に届くよう、I  
C Tの活用や平時から構築する社協のネットワークの活用を含めた支援体制の構築を  
進めます。

### <課題・背景>

日本国内では、地震・風水害などの災害が多発しており、本市でも令和元年東日本台  
風によって被害を受け、災害ボランティアセンターを設置しました。

近年では、I C T技術の活用など、効率的な運営に向けた取組が全国的に進められて  
います。

災害が発生した時に備えて、日頃の地域の繋がり強化や、**災害ボランティアセンタ  
ー**が中心となった地域連携型の支援体制構築に向けた準備をしておくことが求められ  
ています。

### 取組1 地域協働型の災害ボランティアセンターを目指して

現在、川崎市、公益財団法人かわさき市民活動センター、市社協の3者による川崎市  
災害ボランティアセンターに関する協定を結んでいます。関東ブロック社協、神奈川  
県内社協、青年会議所とも災害時の応援や相互協力について協定を結んでいます。

今後発生が想定される災害の規模、被災状況によっては、川崎市内複数個所に災害ボ  
ランティアセンターを設置する必要があり、また、広域にわたる大規模災害の場合は、  
川崎市外からの社協職員の応援支援が難しくなる恐れがあります。市社協の事務局職  
員のみで複数の災害ボランティアセンターを設置運営するのは困難であり、共に災害  
ボランティアセンターの運営を担っていただく協力者を増やし、特に地域の関係者・団  
体との連携を強めていく必要があります。

このことから、災害ボランティアセンターに関する講座や研修を開催し、また川崎市  
総合防災訓練等の場で災害ボランティアセンター設置訓練を行うなど、広報啓発活動  
に力をいれ、地域住民の方々に災害ボランティアセンターに関する興味関心や理解を  
深めていただき、これまでの様々な団体や機関に加え、地域の協力者、協力団体による地域協働型の災害  
ボランティアセンターを目指します。

#### <関連する取組方針>



災害ボランティアセンター設置  
運営訓練の様子



## 取組方針10 持続可能な地域福祉の推進に向けた調査研究の強化

地域福祉活動の活性化や効果的な実施に加えて、将来にわたり地域福祉活動を推進していくため、地域課題や地域ニーズの把握、解決に向けた調査研究を強化します。

### <課題・背景>

人口構造が大きく変化する中、個人や世代ごとに異なる価値観やライフスタイルに加えて、社会自体の在り方にも変化が生じています。

企業や研究機関・学校等と連携しながら、支援体制を含む新しい「ふくし」の価値がどのようなものか調査研究する必要性が求められています。

### 取組1 地域との協働による調査研究事業

地区社協は、昭和29年に大師地区で形作られ、現在では川崎市内に40地区あります。

住民主体の活動が展開されており、その活動内容は時代のニーズにあわせて変遷を繰り返してきました。

地域共生社会の実現に向けた様々な取組みが全国的に広がる中、地区社協に求められる活動はどのようなものなのか検討するべく、令和4年度に「地域共生社会実現に向けた地区社協運営推進会議」を設置し、地区社協の代表の方による議論を行いながら検討を進めてきました。

具体的には、現状を把握するために全地区社協を対象に調査を行い、地区社協概要集の刷新作業を進め、会議では主に「組織強化」「広報強化」「新規事業」「地区社協・区社協・市社協の新たな連携」の4点について検討を行いました。40地区の好事例を共有しながら、共通する課題について解決策を検討することができました。

会員組織である社協の強みを活かしながら、調査研究から住民主体の事業実施に繋げていきます。

### <関連する取組方針>



川崎市 市内の一押し  
川崎市 市内の一押し 概要集

## 取組 2 企業、大学など、様々セクターとの連携した地域福祉推進に向けた調査研究

川崎市には多くの企業があり、地域福祉との新たなアプローチを考えている教育機関も多く存在します。各セクターもSDGsの目標達成や地域生活課題の解決に向け、研究や事業を行っており、その中には地域福祉推進を目的としたものも多くあります。

市社協は地域福祉にデジタル技術などを活用することで、求められるニーズへの対応、これまで解決が困難であった地域課題の解決の可能性が広がると考え調査研究を進めています

このことから、川崎市の地域福祉を推進し、持続可能な地域づくりを進めていくために、令和5年7月、日本電気株式会社とパートナーシップ協定を締結しました。

また、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、多世代交流の機会創出に向け、デジタルゲームの活用などの調査研究を大学と連携し行っています。

このように、共通する地域生活課題解決やニーズに対応していけるよう、市内の企業や大学など様々なセクターとネットワークを構築し、協働による調査研究を積極的に行っていきます。

< 関連する取組方針 >



日本電気株式会社との  
パートナーシップ協定書調印式

## 取組 3 行政とのパートナーシップによる地域福祉事業の充実

市社協は、川崎市が最重要施策の一つと掲げている地域包括ケアシステム推進にあわせて、川崎市の最大のパートナーとして連携しながら地域福祉推進に向けた取組を行っています。

より効果的な川崎市の地域福祉推進に向け、令和3年9月「今後の川崎市社協と川崎市との連携に関する検討会議」を立ち上げ、「社協と行政との連携強化に向けた基本的な考え方」をまとめました。

この考え方を基に、各区の役所、社協が日頃から密な連携により事業が推進できるよう、職員同士、事業や取組に関する考え、方向性等に関する意見や情報を交換する「区役所、区社協職員との意見交換会」を実施しました。

第6期計画では、具体的には「地域課題を話し合える場づくり」「研鑽し合える環境づくり」「共通する課題の解決に向けた取組を双方で実施」などを市域、区域それぞれの社協、行政がパートナーシップで取り組んでいきます。

< 関連する取組方針 >



区役所、区社協職員との意見  
交換会の様子

#### 4 各区社協の取組

○川崎区社協

○幸区社協

○中原区社協

○高津区社協

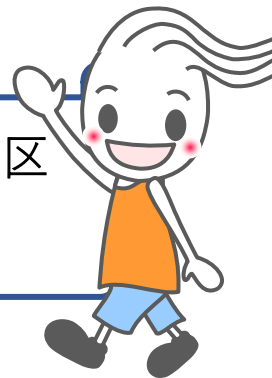
○宮前区社協

○多摩区社協

○麻生区社協

# つながりを育て安心して暮らせるまち かわさき区

～か輪さきをめざして～



## 【第5期 地域福祉活動計画（令和3（2021）～令和5（2023）年度）振り返り】

### 基本目標1 つながりをみんなで育てる地域づくり

基本方針1 つながりを育てる身近な福祉活動を広げます

基本方針2 共に生きる地域を目指し、互いの理解を深めます

年末配分金等の財源を活用し、地区社協・ボランティアグループ、当事者団体、子育てグループに対し助成を行いました。コロナ禍による活動の休止や停止も多くありました。福祉まつりは令和5年に4年ぶりの開催となりました。福祉教育の場面ではいち早くオンライン交流などを取り入れ、コロナ禍でも人がつながり出会う機会の確保に努めました。

### 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本方針3 あらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、区民一人ひとりに寄り添った支援を行います

基本方針4 より多くの区民に福祉情報を提供します

コロナ禍における生活困窮への対応として特例貸付を実施（R3・4年は平均5,700件）しました。また、休校や生活困窮・虐待等により支援が必要な子に対して緊急一時的に食糧支援を開始しました。地域ニーズとして継続的な支援が必要な状況がわかり、現在も地域と連携し様々な展開の中で支援の輪を広げる取り組みを行っています。

### 基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

基本方針5 支援が必要な人々の声を聞き逃さない仕組みを目指します

基本方針6 関係機関・団体・施設との連携を強化します

令和元年の台風19号による被害から災害ボランティアセンターに関する研修会等により啓発活動に努めました。昨今の自然災害の大きさから災害ボランティアの重要性は認識しつつ、登録制度については継続となりました。SOSかわさき事業への協力、「食糧支援かわさき」として生活にお困りの方へ食糧配布による支援を行いました。

## 【第6期地域福祉活動計画（令和6（2024）～令和8（2027）年度）】

令和2年4月に市社協と7つの区社協が合併し、一つの組織となったことから基本理念「みんなで支えあいともに安心してその人らしく暮らせる 川崎のまちづくり ～ともに目指す地域共生社会の実現～」をオール社協で意識を共有することとされました。

川崎区社協では、川崎区第7期地域福祉計画の基本理念である「つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区」を基本的な計画の方向性を示すものとして、より一層これまでの取組を推進し、区域全体に広げていくとともに、新型コロナウイルス等や自然風水害を踏まえ、地域におけるネットワークづくりや強い地域づくりを目指した取り組みを検討推進する中で、市・区社協がより一層協力をしながら地域福祉の推進に努めてまいります。

### 【第6期の取り組み方針】

- 1 地域・人々の困りごとをキャッチし解決できるような取り組み力を強化いたします。
- 2 地域の支えあい活動が広がり、継続的に実施されるよう取り組んでいきます。
- 3 福祉の理解者を地域の中に増やしていくため、福祉教育の対象は実施方法を検証し拡充を図ります。



## 重点取組

## 総合相談（ふくし相談）



「困っている人に気付き、寄り添える。」「多様性を尊重し、互いに認め合う」「誰かの困りごとを自分のこととして共感し、行動に移せる」と言った視点で、一人ひとりに寄り添います。本人、家族、近隣住民、地域の団体等からの様々な相談や課題等、状況を把握し判断をスピード感をもってする必要があることから、職員間の情報共有や資質の向上に向けた取り組みをいたします。

相談内容によっては相談者で判断が難しいケース、逆に相談者自身に問題を解決する力があると判断できるケースもあります。日頃からの地域における顔の見える関係づくりをすることで、横断的な相談対応体制の構築により地域課題・生活課題に対応します。



### 【総合相談の場面】



#### 川崎区地域福祉計画との連携

- 様々な困難を抱えた人への支援の充実
- 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり

## 重点取組

## 地区社協活動の支援・援助



第5期においても「つながりを育てる身近な福祉活動を広げます」という基本方針に基づき、地域支えあい活動助成金を活用して、各地域の課題に沿った支えあい活動の促進の支援をしています。今期も引き続き地区社協の活動支援をいたします。高齢者を対象とした会食会やサロンの開催、子ども食堂や食糧支援の開催、実施、みまもり活動や障害者団体や施設との交流行事など地域が一体となり、お互いがつながりを感じる地域づくりをしています。昨今の、福祉を取り巻く環境の複雑化、多様化に対応した、新たな支えあい活動についても常に考えながら活動をいたします。



### 【会食会、子ども食堂の場面】



#### 川崎区地域福祉計画との連携

- 地域人材等の育成
- 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり
- 地域活動・交流の場・居場所づくり



**福祉教育**とは、福祉の知識や技術の習得、体験等を通じて、自分達の地域に目を向け、地域を知り、そこに住む人の多様な生活にふれることから始まります。福祉教育はすぐに成果の見えるものではありませんが、福祉の理解者を地域の中で少しずつ増やしていき、地域福祉の基盤を作っていく“こころ”の種まき活動です。学校、町内会、企業などでの講演や疑似体験、グループワーク等を交えながら、福祉に関する学びを深めていき、興味・関心を広めていく中で、次世代の福祉のまちづくりを担う人材の育成を行っていきたいと思います。

**ボランティアセンター**は、ボランティア活動を通して住民がまちづくりに参加するための窓口として設置しており、ボランティア活動者・団体と、受入・協働する組織とのつなぎ役をしています。

コロナ禍により、これまで「当たり前」とされてきたものが途切れてしまいました。例えば、町会のイベントやコミュニティスペースの利用ができなくなるなど、主に「人の集まり」に対して大きく影響がありました。約3年にわたるコロナ禍で、地域の人々のつながりが希薄化、継続してきたノウハウの断絶などにより、地域活動の再開の際に様々な課題が生じたと聞いています。また、地域的なコミュニティの面だけでなく、これまで顕在化していなかった地域の困っている世帯があることがわかりました。

川崎区社協では、小学生から大学生を対象とした「夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習」により将来の福祉の人材を育成することを目的として、市内全域で様々なプログラムを開催し、自分が参加したいプログラムを選んでいただくことでボランティア体験をしていただいています。

また、助成金を利用したボランティアグループの育成・援助、ボランティア情報の収集や提供により、地域のボランティア活動を支援しています。

【チャレボラの場面】



【福祉教育の場面】



## 川崎区地域福祉計画との連携

- 地域人材等の育成
- 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり
- 多文化共生をめざした支援の取組
- 地域包括ケアシステムに関する意識づくり



新型コロナウイルスの影響により令和2年3月より休校措置が取られ、学校給食がなくなったことから、食事を満足に取れなくなってしまった家庭への支援について相談を受けました。子どもたちの命をつなぐ取り組みとして川崎市社協と連携し、社会福祉法人(施設)、企業などの協力を得ながら、期間限定的に食糧支援をすることとなりました。

その後、コロナ禍による1次的なニーズではなく、これまで見えていなかった要支援家庭の存在や、地域におけるニーズが顕在化したことから、現在に至るまで継続した支援を行うこととなりました。

食糧支援を行う中で、食糧の配布だけでは自立や解決には至らず、世帯によって複合的な課題から食べることに困難が生じていることもわかっていっています。例えば、食糧を配布したけれど、そもそも食糧を調理したりするスキルが家庭に無い場合などもあり、食糧配布だけではなく参加される子ども自身の生活習慣の獲得を目的とした「おにぎりキャラバン」の実施をしています。

また、安定した食糧の確保も課題となっています。SDGs パートナーなど企業やSOSかながわなど多方面の連携が必要となっています。

一方で、新たに食糧を活用して子どもたちとの出会い・交流の場として、区内地区社協などで「みんなのごはん」がスタートしています。食を通じて、地域にあるネットワーク作りや社会資源を活用する仕組みづくりを継続していきます。

【食糧支援の場面】



川崎市地域福祉計画との連携

- 様々な困難を抱えた人への支援の充実
- 地域人材等の育成
- 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり
- 多文化共生をめざした支援の取組

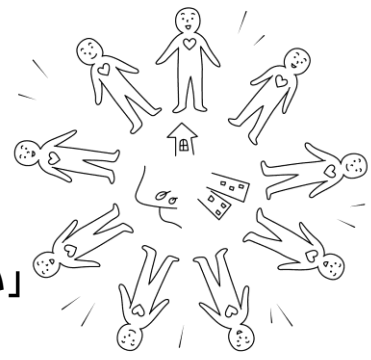


川崎市社協キャラクター「ウェーブ君」



川崎市地域包括ケアシステム普及啓発のキャラクター「ちけあ丸」





## 幸区地域福祉活動計画

スローガン「夢が広がり、思いがつながり、心が届くまちさいわい」

### 【前期計画の振り返りと今期計画における方針】

幸区社会福祉協議会では、社会福祉協議会と行政が同じ方向で地域福祉を推進するため、幸区の行政計画である地域福祉計画と幸区社会福祉協議会のすすめる地域福祉活動計画の「基本理念」及び「基本目標」を共有し、双方が補強、補完しあいながらそれぞれの役割に応じて地域福祉を推進しています。

令和3年度から令和5年度までの前期計画で掲げた理念、目標は、令和6年度から令和8年度までの今期計画に継承されます。

基本理念 「夢が広がり、思いがつながり、心が届くまちさいわい」

**基本目標1** [自助] 一人一人に【ひろがる】  
地域包括ケアへの理解と参加の広がりによる区民主役の地域づくり

**基本目標2** [互助] 地域で【つながる】  
人と地域のつながりが活発で、見守り、支え合うことのできる地域づくり

**基本目標3** [共助・公助] 必要な時に【とどく】  
総合的な体制で必要な相談・支援が届く仕組みづくり

**基本目標4** 【すすめる】  
地域福祉を進める基盤体制の確立とネットワークづくり



前期計画では、特に次の4つを重点項目とし取り組みました。

①「住民交流活動拠点事業」

②「福祉教育」

③「総合相談事業」

④「安定した財源の確保と啓発強化」

①「住民交流活動拠点事業」では、幸区独自の事業である3か所の「陽だまり」の運営に取り組みました。コロナ禍で講座やイベントを中止することもありましたが、「誰もが顔見知りになれる」世代を超えた交流の場として地域住民に利用してもらいました。



令和4年度からは、介護予防事業の委託を受け講座を開催したほか、市立看護大学やボランティア団体と連携したイベントも開催し、多くの人に「陽だまり」を知ってもらう機会としました。一方で、若い世代の利用が少なく、日常的な世代間交流とはなりませんでした。



②「福祉教育」では、主に小学校の総合的な学習の時間の活用が主で、地域の方や民生委員児童委員とともに取り組みました。地域の方に協力していただくことで、福祉を身近に感じてもらうことや、地域福祉に目を向ける機会が増えるようにしました。



残念ながら、ほとんどの依頼は小学校からで、企業や地域団体などへの福祉教育の機会はあまり得られませんでした。

③「総合相談事業」では、あらゆる生活上の問題に対して社協の様々なネットワークと関連付けて相談を受けることで、問題解決につながるように対応してきました。

コロナ禍で困っている学生への支援や、市社協と連携した食糧支援などは、寄せられた相談が新たな事業につながりました。

いこいの家や、陽だまりでも相談窓口を設けていますが、認知度が低いのが課題です。



④「安定した財源の確保と啓発強化」について、「安定した財源の確保」の取り組みでは、助成金の見直しを行いました。また「河原町の陽だまり」「小倉の駅舎陽だまり」において介護予防事業を受託し財源の適切な運用と確保に努めました。

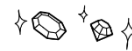
「啓発強化」ではホームページ、広報誌、イベントなどを通して社協事業の広報を行いました。若い世代への周知が十分ではありませんでした。



令和6年度から令和8年度までの今期計画も、引き続き幸区の行政計画と、幸区社協の活動計画の基本理念と基本目標を共有し地域福祉の推進を図ります。

また、重点項目は第5期計画の継承と、新たに「災害ボランティアセンター」を加えた5つとし、課題について改めて取り組み、活動の拡充・発展を目指します。





## 【今期計画の主な取り組み】

### ①「住民交流活動拠点事業」



幸区社協が地域の方と一緒に運営する「小倉の駅舎陽だまり」「塚越の陽だまり」「河原町の陽だまり」を多くの方に利用していただき、より一層地域の方に親しまれる拠点となるように運営します。

- ・「陽だまり通信」を発行し、活動の周知をするとともに、講座やイベントの情報を掲示板等で案内します。若い世代に向けた広報にも力を入れていきます。
- ・他機関(地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、市立看護大学等)と連携した活動に取り組みます。

### 【小倉の駅舎陽だまり】



- ・手芸、折り紙、アロマ、スマホ教室などの活動が盛んです。市立看護大学の出張講話、健康麻雀も人気です。
- ・令和5年10月から受託した「住民主体による要支援者等支援事業」を、地域住民とともに利用者のニーズを把握しながら取り組みを進めます。



### 【塚越の陽だまり】



- ・隣に公園があることから、小学生や、赤ちゃんを連れたお母さんが利用されることも多いのが特徴です。
- ・毎週木曜日に地域の民生委員児童委員が常駐しています。
- ・地域包括支援センターによる講座や、ポッチャ

の日を定例で実施するほか、季節行事、子ども向けイベントの実施などを通しての多世代の住民間交流を進めます。



### 【河原町の陽だまり】



- ・健康講座、スマホ講座など定例で行う講座のほか、月ごとにテーマを決めて行う講座や手芸などでにぎわっています。
- ・「シニア向け生きがいづくり・介護予防事業」および「住民主体による要支援者等支援事業」を継続して受託し、介護予防に対する取り組みを重点的に進めます。



### 【新たな拠点】

- ・令和5年度に地域住民の自宅の一部を開放していただき、地域の学習の拠点として試験運用を始めました。その結果を踏まえて、内容の充実をしていきます。





## ②「福祉教育」



子どもたちに「ふくし」を身近に感じてもらい、地域の福祉課題に目を向ける機会が増えるよう、学校や地域と連携し取り組みます。また小学校だけでなく、中学校、高等学校や地元企業等と幅広く福祉教育に取り組み、地域ぐるみの福祉を推進していきます。



## ③「ふくし相談事業」



※「総合相談事業」より名称を変更し継承します。

あらゆる生活上の相談を受け、社協の持つネットワークと関連付けて解決につながるよう対応し、地域の課題として捉えることで、地域で予防・解決できるまちづくりを目指します。

- ・生活福祉資金、ボランティアセンター等、各種事業との連携を強化します。
- ・相談から抽出したニーズを地域と共有し、適宜新たな取り組みに繋げます。



## ④「安定した財源の確保と啓発強化」

(安定した財源の確保)



- ・行政からの補助金や委託料のほか、社協会員会費や賛助会費、寄付金等を効果的に集める工夫をし、地域に還元できるように努めます。
- ・寄付金の目的や使い道をより明確に周知し、寄付しやすい仕組みをつくります。

(啓発強化)

- ・社協やその事業について多くの住民に知ってもらえるよう、また社協事業に参加していただけるよう広報媒体(ホームページ、機関紙、SNS等)活用し、認知度を上げる取り組みを行います。
- ・イベントや拠点を活用した広報活動を充実させます。



## ⑤「災害ボランティアセンター」



大規模災害発生時、川崎市災害ボランティア支援センターと協働し、幸区災害ボランティアセンターを運営します。

- ・他地域の設置状況などを学び、地域の特性を踏まえたセンターの運営を検討します。
- ・災害発生時に登録ボランティアとつながることのできるネットワークの構築を進めます。
- ・他機関との連携ができるよう日頃から関係構築に努めます。
- ・被災地でのボランティア活動の拠点として円滑に進められるよう日頃から訓練を行います。





中原区地域福祉活動計画 基本理念（スローガン）

『「みんなが主役」で、「みんなにわかる」、そして「みんなでつくる」、  
おたがいさまの心で満ちあふれるなかはらの福祉』

◆前期計画の振り返りと今期計画における方針

中原区社会福祉協議会では、前期計画の第4期地域福祉活動計画（令和3年度～令和5年度）において、次の基本理念と6つの基本目標、3つの重点目標を定めて事業を推進しました。

基本理念 『「みんなが主役」で、「みんなにわかる」、そして「みんなでつくる」、 おたがいさまの心で満ちあふれるなかはらの福祉』	
6つの基本目標 ①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の推進 ③福祉サービスの充実・福祉相談の強化 ④指定管理施設の適切な管理運営 ⑤広報啓発活動の強化 ⑥区社協組織基盤の安定	3つの重点目標 ①地域福祉活動拠点の設置 ②人材育成の推進 ③災害時の対応と連携  今期計画でも基本理念、基本目標、重点目標を継続していきます。



中原パルるん

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、当初計画した事業や取り組みの実施が困難な状況となり、見送りや縮小を余儀なくされ、感染防止対策に努めながら内容を変更・工夫するなどして可能な取り組みを進めました。基本目標とした①地域福祉活動の推進では、地区社協をはじめ地域の福祉団体やボランティアグループ等への活動支援（事務的支援、財政的支援、情報提供などによる支援）、②ボランティア活動の推進では、ボランティアセンターによる活動促進のための相談支援・調整、ボランティア養成講座の開催、ボランティア情報紙の発行、③福祉サービスの充実・福祉相談の強化では、中原区あんしんセンターによる日常生活自立支援事業、成年後見支援センター事業の実施、生活福祉資金貸付事業の実施、福祉・生活全般に関する相談への対応、④指定管理施設の適切な管理運営では、区内7館の老人いこいの家の利用者が安全・安心して利用できる適切な管理運営、⑤広報啓発活動の強化では、機関紙「社協なかはら」の発行、ホームページの運営、

⑥区社協組織基盤の安定では、常任委員会、運営協議会、各事業の委員会等を通じた会員の組織運営、会員・賛助会員の増強、寄付の受入などに取り組みました。また、重点目標とした①地域福祉活動拠点の設置は、地区社協等と連携して地域のニーズに応じた新たな地域福祉活動拠点を整備することを目標としましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により地域福祉活動が制限されたこともあり、具体的な取り組みを進めることはできませんでした。②人材育成の推進は、新型コロナウイルス感染症による制約を受ける中でも、令和4年度からは人材育成を目的に各種のボランティア講座を実施しました。また、区社協の機関紙やボランティア情報紙を通じて活動団体やボランティアグループのPRや活動者の募集情報を発信するなどして、団体の新たな人材確保につながるよう努めました。③災害時の対応と連携は、令和3年度はSOSかわさき事業中原区ネットワーク会議や種別会員会議を開催して区内の社会福祉施設や団体と災害対応などについて情報交換を行い、令和4年度は中原区総合防災訓練や中原区防災連絡協議会等に参加して連携づくりを進めるとともに、区民への啓発を目的とした災害ボランティア講座等を開催しました。



地区社協活動（住民懇談会）の様子



ボランティア養成講座の様子

#### 令和6年度から令和8年度までの今期計画

は、第1期計画（平成17年度～21年度）から継承している基本理念をはじめ、第4期計画（令和3年度～5年度）の基本目標、重点目標も引き続き地域福祉の推進に重要で必要なものとして継続し、これまでの取り組みをさらに充実・発展させるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより十分に取り組みを推進することができず課題として残された部分に取り組んでいきます。



川崎市中原区社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
中原パルるん

## ◆今期計画の主な取り組み

### 重点事項①「地域福祉活動拠点の設置」



地域住民が気軽に集い、情報の交換や発信、趣味の共有、相談の場などの地域の支え合いや助け合い活動の拠点、また、地区社協の事業展開を行う場として、子どもから高齢者、障害者、地域住民や福祉関係団体などが気軽に利用できる地域拠点の設置について、地区社協や町内会自治会等と協議・検討し、ニーズのある地域への設置を進めていきます。地域拠点設置のニーズの把握、拠点となる施設や場所の発掘、設置費用の財源確保（助成事業等の活用）、運営体制などを検討し、拠点を必要とする地域への設置を進めていきます。



老人いこいの家を活用した会食会活動の様子

### 重点事項②「人材育成の推進」



地域では地区社協をはじめ多様な団体や個人が地域福祉推進のために活動していますが、団体の中にはメンバーの高齢化や後継者不足、スタッフの減少などにより活動の継続が難しくなっている状況もあります。一方で、地域の中で何か貢献したいと思う人や災害や子どもの貧困問題など自分の関心のある活動に参加したいと考える人、また、組織に所属せず自分の空いた時間に気楽に自由に活動したいと思う人もいます。引き続き、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域のつながりを大切にしながら、地域の団体が新たな人材や活動者を確保できるように、また、多様な立場にある人がその人に合ったスタイルで活動に参加できるように人材の育成・確保の支援に取り組んでいきます。関心の高い分野や活動の目的を明確にしたボランティア人材の養成研修、団体活動の活性化につながる研修や交流の機会づくり、団体活動を推進するための広報啓発など、効果的な事業に取り組んでいきます。



児童によるチャレンジボランティアの様子





### 重点事項③「災害時の対応と連携」



近年の水害の多発や将来予測される大規模地震災害への懸念など、社会福祉協議会にも災害への対応や役割がますます求められるようになってきています。川崎市でも令和元年の台風19号により多くの市民が被災し、市内外から多数のボランティアが駆けつけ温かな支援を受けました。平常時から災害についての住民の理解を促進し、発災時には住民同士が互いに助け合い、災害ボランティア活動に積極的に参加・協力が得られるよう取り組みを進めていきます。

地域住民に対して、災害ボランティアセンターへの理解を深めてもらうための研修や広報啓発、行政や関係機関・団体との連携づくりに取り組んでいきます。災害ボランティアセンターの被災地域住民への効果的な周知や被災者のニーズ把握を円滑に行えるように、行政、自主防災組織、地区社協、関係機関・団体等と平常時から連携を深めていきます。また、被災者支援を行うNPOやボランティア団体等との連携を深め、活動を円滑に行うための支援を行います。



災害時のボランティア活動の様子

そのほか、必要性が高い取り組みとして、「広報啓発と情報提供」に力を入れ、地域住民が福祉への関心を高め、地域福祉活動への参加や理解を促進できるように、福祉教育の推進や福祉健康まつりの開催、機関紙やボランティア情報紙等の広報物の発行、ホームページ、LINE等のSNSの活用などにより、区社協はじめ地区社協や地域の福祉団体・グループの活動や取り組みを発信するとともに、社会福祉協議会の認知度の向上に努めていきます。



また、地域包括ケアシステムの着実な推進に向けて、引き続き、中原区役所をはじめ関係機関・団体との連携・協力に取り組むとともに、区役所が策定する第7期中原区地域福祉計画（令和6年度～8年度）とも連携していきます。



中原区社協の広報物、機関紙、ボランティア情報紙、リーフレット

理念 「つながり ひろがれ たかつ

～人と人がつながり 幸せの輪がひろがる 高津区をめざして～



## 前期計画の振り返りと今期計画の方向性

### 【前期計画の振り返り】

前期の計画では、高齢化の進展により主に高齢者の自助、互助支援に焦点を当て、重点項目として、「健康づくり・いきがいつくりの推進」、「活動・交流の場づくりや機会づくり」「行政との協働・連携」を掲げました。

「健康づくり・いきがいつくりの推進」については、健康体操で心身の健康を保っていくことを推進し、いこいの家での体操や区役所と連携した公園体操の普及により、一定の成果を上げることができました。

「活動・交流の場づくりや機会づくり」については、地域福祉懇談会を受けて、各地区社協における住民主体の取組の立ち上げについて支援しました。

「行政との協働・連携」については、区役所・区社協連携会議の定期的な開催により、地域課題の共有・対応策の検討、地域福祉懇談会の開催、民生委員児童委員協議会への支援など区役所と協働・連携して取り組みました。

### 【今期計画の方向性】

今期の計画では、地域包括ケアシステム構築の取組を推進するため、高齢者に加えて、障害者、子ども・子育て世代への支援や、新型コロナウイルスや物価高騰の影響による生活困窮者への支援にも焦点を当て、地域共生社会実現に向けた計画としています。

また、高津区では4つの地区社会福祉協議会（高津第一地区、高津第二地区、高津第三地区、橘地区）がありますが、各地区における自主的な運営・地域課題への取組について、区社協として地域福祉活動を支援します。

さらに、高齢化が進む中、新型コロナウイルスの影響もあり、地域の担い手不足が顕在化している状況があり、また、福祉人材も不足している状況から、若い世代だけではなく地域への福祉教育をすすめ、地域の担い手や福祉の人材の創出に向けて取り組みます。





## 重点事項 1 地域共生社会実現に向けた高齢者・障害者、子ども・子育て世代、生活困窮世帯への支援

### (1) 高齢者支援

高齢者の健康づくりの支援として、いこいの家における健康体操や区役所と連携した公園体操のさらなる普及に努め、令和12（2030）年度までに、『健康寿命日本一の高津区』を目指します。

また、今後認知症高齢者の増加が予想される中、認知症に対する誤解や差別をなくすべく、正しい理解をしてもらえるよう、認知症当事者またその家族の方々を地域で支える社会を目指し、啓発活動に取り組む他、認知症の方やその家族の方々が身近で通える場の創出に向けて取り組み、『認知症バリアフリーのまち高津区』を進めます。



### (2) 障害者支援

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されましたが、依然として障害者への理解が進んでいないことから、川崎市高津区身体障害者協会、川崎市育成会手をむすぶ親の会高津支部、川崎市北部身体障害者会館などと連携し、障害当事者への理解が進むよう啓発に取り組めます。

### (3) 子ども、子育て世代への支援

子ども・子育て支援事業推進委員会を中心に、主任児童委員などと連携し、子育て中の親の友達作りなどの情報交換の場づくりや、子育て中の親の様々な育児不安の軽減を目的として、子育て支援講座を実施します。

### (4) 生活困窮世帯への支援

新型コロナウイルスの影響や円安等が原因による物価高騰により、経済面で困窮している世帯が増加していることから、生活福祉資金の貸付による支援を行う他、令和3年度から実施している、「生活が困窮している小学生以下の子どもがいる世帯へのクリスマスケーキの無料配布事業」を実施していきます。

また、区内の子ども食堂などの情報提供も行っていきます。



69 クリスマスケーキ無料配布事業

一高津区社会福祉協議会

高津区在住の「生活困窮世帯」を対象に  
**クリスマスケーキをプレゼント**

経済面で困窮している小学生以下の子どもを養育する世帯を対象に、高津区内で季節に当たらない食品（区内のケーキ店にてクリスマスケーキ（4等サイズのデザート）1個）を無料配布いたします。配布は11月～12月まで実施いたします。

<配布日> 令和5年 **12月23日(木)、24日(金)** 計100個

<対象> 上記2日のうち、いずれの日も（当日を指定していただきます）  
高津区在住の世帯に所属している小学生以下の子どもがいる世帯  
ひとり親世帯の世帯がおります。

<申込方法> **「生活・FAX・メール」のいずれかで、下記まで申し込み下さい。**  
高津区社会福祉協議会 生活困窮世帯支援課（生活）  
〒227-8501 高津区南郷1-1-1 高津区社会福祉協議会 生活困窮世帯支援課

<受付期間> **11月19日(金)～11月24日(金)まで**  
高津区社会福祉協議会 生活困窮世帯支援課（生活）  
受付は先着順となります。

<配布方法> **配布は、随時いただくケーキ店での実施となります。**  
当区された方には事前にクーポンを配布いたしますので、こちらを**提示した日**に、**指定したケーキ店の店舗**にてお受け取り下さい。  
※高津区社会福祉協議会 生活困窮世帯支援課（生活）までお問い合わせ下さい。  
→ **申込期間** 12月24日（日）のみ（12時～17時の間でお願いします）  
※（配布）各多数の店舗にはご要望に応じた数も異なります。

【お問い合わせ先】高津区社会福祉協議会 生活困窮世帯支援課（生活）  
〒227-8501 高津区南郷1-1-1 高津区社会福祉協議会 生活困窮世帯支援課  
電話 044-812-5500、FAX 044-812-3549、E-mail takatsu-chiristmas@gmail.com

## 重点事項2 地域の取組への支援



### (1) 地区社協への支援

4つの地区社協が主体的に活動を進められるよう、情報提供・助言、活動費の支援を行う他、令和元年～2年にかけて行った地域福祉懇談会において、各地域から出された課題を基に立ち上がった活動や、課題への対応など、地区社協活動の支援を引き続き行っていきます。

#### 【地域福祉懇談会から立ち上がった活動及び課題】

- 高津第一地区社協 「高齢者サロン たかつの縁側」
- 高津第二地区社協 「子育てサロン in しもさくのべ」
- 高津第三地区社協 「人生100年会」
- 橘地区社協 「誰でも集える居場所づくり」



子育てサロンinしもさくのべ

### (2) 地域と施設との連携への支援

新型コロナウイルスの影響による感染防止のため、施設へのボランティア派遣など、地域と施設との交流が途絶えていた状況があります。新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、地域や施設からは、地域の方々と施設利用者との交流、地域の方々によるボランティア派遣、災害時の対応、地域の方々への施設の場所の提供など連携を進めていきたいとの要望があります。

このような意見を踏まえ、社会福祉法人の専門性や横の繋がりを活かした地域生活支援SOSかわさき事業と連携し、地域と施設との繋がりが深まるよう支援していきます。



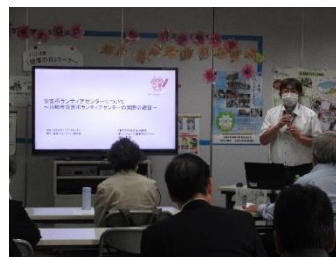
地域生活支援SOSかわさき事業

### 重点事項3 地域の担い手、福祉の担い手の創出



町内会や民生委員の高齢化もあり地域の担い手が不足し、また、福祉や介護に関わる人材も大幅に不足している現状があります。こうした中で、区民の方々に地域活動や福祉・介護の仕事の魅力発信に努め、一人でも多くの方に地域活動や福祉・介護の仕事の理解が深まるよう取り組みます。

- (1) 高津区内には中小企業が多いことから、定年を迎える方などに向け、地域活動実践者から経験談を伝える取組を進めます。
- (2) 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、こうした方々を地域で支えるボランティアの養成を進めます。
- (3) 近年、地震や台風などの災害が多発し、災害ボランティアセンターが立ち上がる機会があることから、災害時のボランティア活動やボランティアセンターの役割に対する理解を深める講座を開催します。



災害ボランティアセンター研修会

- (4) 小・中学校と連携を進め、福祉教育を通じて、将来的な地域の担い手、福祉人材の創出に繋がります。また、子ども世代から、その親世代に地域活動の素晴らしさや福祉職の魅力が伝わるよう発信していきます。

## みんなで広げよう ご近助のわ



～「つながる」を育て、安心して暮らせるまちへ～

### ・前期計画の振り返りと今期計画における方針等

第四期宮前区地域福祉活動計画では、3つの基本理念「住民一人ひとりの意思でつくるまちづくり」「人の和でつくる福祉のまちづくり」「ふれあい、ささえあいでつくるまちづくり」を踏まえ「ささえあう地域活動づくり」「認め合う意識づくり」「地域に見えるネットワークづくり」の3つの目標を掲げ、具体的につぎのような住民活動の支援を進めてきました。

目標1「支え合う地域活動づくり」については、区内の50を超えるコミュニティカフェ活動者の情報交換や研修等を行い、運営する側も利用する側も互いの理解や関係性を深めることが出来るよう宮前区社会福祉協議会（以下、区社協）で『みやまえカフェ連絡会まい café み～や』（以下、連絡会）の事務局を担うことにより、地域住民が気軽に集える拠点として活動を続けられるよう支援を行ってきました。連絡会には、宮前区職員も参加し、行政・社協・地域住民のカフェ活動の拡大や連携が図られるようになってきました。

また、カフェと地域福祉サービス事業の立ち上等の運営に対し年末たすけあい募金を財源とした「福祉団体育成助成」を行い、事業が円滑に進められるための支援も行いました。

目標2「認め合う意識づくり」については、広報誌「みやまえの福祉」にLGBTQに関する正しい知識と理解の記事を記載、みやまえ福祉フェスティバルにおいて感染症を抱えた方の人生をつづったドキュメンタリー映画を上映するなど、様々な媒体を使って多様性を認め合う地域づくりを推進しました。

目標3「地域に見えるネットワークづくり」については、各地区社会福祉協議会が実施する事業において、多世代交流を図る企画運営の支援を行い、カフェ運営や本会に寄せられた相談等について関係機関や区と協力することにより、地域で埋もれていた課題を見出すなど、住みやすいまちづくりに邁進しました。その他、ホームページやSNS等の刷新に取りかかり、地域住民によりわかりやすい情報発信ができるようにしました。

第四期宮前区地域福祉活動計画により具体的な方向性を示したことで、計画に則った地域福祉推進が可能になりました。

また、新型コロナウイルス感染の影響により収入が減少し、生活困窮する方に対し、生活福祉資金特例貸付の相談および申請受付業務を行い緊急に対応しました。併せて、相談者の生活状況を鑑み、必要に応じて食糧支援を行いました。地域活動においても感染対策を踏まえた活動に取り組みました。

今期計画から、これまで以上に地域や行政、関係機関との連携をより強固なものとし地域福祉の推進に努めていくことを目指し第7期宮前区地域福祉計画の理念『みんなで広げよう ご近助のわ ～「つながる」を育て、安心して育てるまちへ～』を基本理念とします。





## 重点事項① ささえあう地域づくり



多世代の集まる区内のカフェ活動やカフェ連絡会等を通じた情報交換や地域課題の掘り起こしを行い、身近な地域で支え合う居場所づくりを推進します。また、緊急時・災害時における区内協力体制の推進、協働によるつながりづくりを進めます。

ボランティア養成講座やボランティア活動参加希望の方への支援により、より多くの方が希望にかなったボランティア活動ができるように、また住民主体の地域福祉活動が活発に、または継続可能になるように賛助会費や赤い羽根共同募金など様々な地域活動に関する資金への理解、区社協福祉団体への助成金交付等の資金面も含めた支援を行っていきます。

ボランティアに興味が無い方に対しても、地域福祉が住民主体による活動により活性化するように、広報紙やホームページ、さまざまなイベントを通して福祉活動への参加を促していきます。

1 近隣関係を大切にした地域づくり

2 地区社協活動の自主的運営

3 地区を超えた協力体制の推進

4 地域資源利用の促進

5 ボランティア等の育成及び活動支援



土橋カフェの様子



むかおカフェの様子

### 【宮前区役所との連携】

みやまえカフェ連絡会「まいcaféみ～や」運営

認知症サポーター養成講座などのボランティア育成事業の協働

福祉団体育成支援金等に関する広報

など・・・



カフェ連絡会「まいcaféみ～や」

### みやまえカフェ連絡会「まいcaféみ～や」とは・・・



みやまえカフェ連絡会「まいcaféみ～や」は、川崎市が推進する地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念である『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現』に向け、宮前区内でカフェを運営するグループや個人が情報交換や地域課題の共有と区内のカフェの発展・向上を目的として、定期的に情報交換のための連絡会や研修会を開催しており、宮前区社協が事務局を担っています。







## 重点事項② 「知る」を広げる情報発信の充実(認め合う意識づくり)

ホームページのリニューアルを行うと同時に、多世代に向けて区社協キャラクターを利用した広報、SNS等を活用した多方面からの地域福祉活動の情報提供を行います。

その他、福祉パルみやまへの掲示板や棚を活用して地域福祉に関するチラシ・ポスターの掲示やリーフレット等の配架を継続して行います。

住民のニーズに合った内容はもちろんのこと、社会的マイノリティ等への正しい知識や理解を得られる福祉講座や研修会等を開催することによる互いに認め合う意識づくりへの働きかけをきっかけとした地域のつながり・支え合いの大切さへの理解と共感を広げます。

- 1 ホームページのリニューアル
- 2 チラシ・ポスターの他、SNS等を用いた多様な情報提供の環境づくり
- 3 広報誌「みやまへの福祉」を通じた多様な情報提供
- 4 多様性を認め合うまちづくりに関する情報提供および発信
- 5 住民一人ひとりが当事者であると意識づけする福祉教育や研修等の実施

### 【宮前区役所との連携】

宮前区ご近所情報サイト「みやまご近助さん」への協力

子育て支援ガイド「とことこ」編集

うえるかむクラス等への協力

など・・・

宮前区社協キャラクター



マリーヌ  
※馬絹・有馬・東有馬から命名



和尚さん



ヌーク  
※犬蔵から命名



ヌーマ  
※鷺沼から命名



宮太郎

宮前区の名産、メロンから生まれた宮太郎を中心に、宮前区内の地名を活かした名前のキャラクターを使用した情報発信を行います。



### 重点事項③ 地域に見えるネットワークづくり



より多くの方々が認知症への理解・共感を広げ、認知症の方への正しい接し方をすることで、認知症の進行を遅らせ当事者や家族が安心して暮らせる地域づくりの推進のため、地区社会福祉協議会等で開催している認知症サポーター研修や認知症キッズサポーター養成講座の協力・支援を行います。また、併せて認知症支援団体と連携して、情報提供を通じた認知症の方を地域で支える体制づくりを目指します。

認知症だけではなく、様々な団体が参加する「みやまえ福祉フェスティバル」などのイベントを通じて福祉の心を育てる機会を設けることで、子どもから高齢者まで社会全体に対する福祉の輪（ネットワーク）に見える形で地域住民に伝えていきます。

#### 【宮前区役所との連携】

認知症等行方不明 SOS ネットワークへの協力

みやまえ福祉フェスティバル



### 重点事項④ つながりによる地域力の向上



多職種が参加する様々な会議や研修会にかかわることにより、福祉・保健・医療に関わる団体が、地域福祉の様々な課題を共有するとともに連携を強化し、地域包括ケアシステムの普及啓発を進めます。

民生委員児童委員や町内会・自治会等の取組について、広く区民に広報することにより、活動への理解を促し、困ったときに相談できる関係の構築を目指します。

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区内福祉施設など普段から顔が見える状況をつくり、緊急時・災害時の際に地域の障害者・高齢者等災害時要援護者を協力して支援できるような関係性を構築します。

- 1 地区社協・福祉関係団体・行政との連携、協働の強化
- 2 地域の社会福祉を周知する取組の推進
- 3 緊急時・災害時における連携体制の構築
- 4 緊急時・災害時における要援護者に対するあり方の検討
- 5 区と協働した地域福祉への取組み

#### 【宮前区役所との連携】

民生委員児童委員に関する事項

要援護者見守り支援

など・・・

# 多摩区社会福祉協議会 第6期事業計画



## ○前期の振り返りと今後の計画

多摩区社会福祉協議会（多摩区社協）は第4期地域福祉活動計画の期間を平成30年度から令和5年度までの6年間とし、多摩区役所の地域福祉計画と共通の基本理念を設定して策定しました。

平成30年度から令和元年度までは着実に計画を推進してきましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制約が生じる中で多くの事業も中止を余儀なくされました。

そのような状況下でも実施可能なことを模索し、子育て世代だけではなく多世代が交流することができるサロン、高齢者と大学生との交流事業や、体験型の教職員と福祉学習支援者との交流会を開催するなど新たな試みも行いました。

一方で、移送サービス事業は、運転ボランティアの高齢化や新たなボランティアの獲得が困難なため、福祉車両の貸出事業に移行しました。

また、あんしんセンターでは令和3年度から新たに成年後見支援センターとしての事業も開始し、関係機関等への周知など積極的に行うことにより、相談件数や申し立て支援件数の増加を図ることができました。

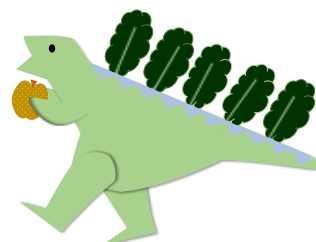
今期は、多摩区役所の「第7期多摩区地域福祉計画」との整合も図りながら、川崎市社会福祉協議会（市社協）の「第6期地域福祉活動計画」の中で多摩区社協の重点事項を定めて事業を推進していきます。

※なお、多摩区社協の今期3年間の具体的な事業計画（多摩区社協第6期事業計画）については、多摩区社協ホームページに掲載しています。

なまえ  
ぼくの名前は「ミサタマドン」。

みまもり・ささえあうたくをめざして、

みんなが しあわ く ねが きょうりゆう  
幸せに暮らせるように願っている恐竜だよ。



## 多摩区の重点事項

### 1 総合相談の充実と適切な支援の実施



住民相互の助け合いや支え合いを進めるために、職員の CSW（地域福祉コーディネーター）としての技術向上に努めます。また、総合相談の充実のため、ICT（情報通信技術）の活用を図るとともに、寄せられた相談に対して適切な支援を行い、必要に応じて専門機関等につなげます。

#### 【具体的な取組】

総合相談充実、地域福祉サービスの充実強化、災害支援ボランティア活動の推進

#### ◆ふくし寄合処たまの拡大実施

地域の居場所として、関係機関と連携を図りながら生活相談を強化し、多様化する福祉的ニーズの把握と課題解決に努めます。また多世代の住民が気軽に立ち寄れるよう、現在の4館から全館（7館）で実施します。



話し合いや関係機関からの情報提供もあります

### 2 多世代交流の促進と地域福祉活動の啓発・推進



多世代交流事業を拡大実施し世代間の交流を促進します。また、地区社会福祉協議会（地区社協）等の地域福祉団体への支援を行うことで区内の小地域活動を推進するとともに、社会福祉大会等を開催して地域住民に福祉の啓発を行います。



#### 【具体的な取組】

子育て支援の展開、小地域活動の推進、他団体の各種行事の協力・助成、社会福祉大会の開催による啓発活動

## ◆多世代交流事業おしゃべりサロン「いちにのさん！」の実施

令和4年度に子育て中の親子に加え高齢者も参加する多世代交流事業のおしゃべりサロン「いちにのさん！」を長尾老人いこいの家を会場として開始しました。今期は、参加者の増加を図るため、大学のボランティアサークルや地域の保育園等に協力を要請するとともに、他の老人いこいの家でもサロンを実施します。



多世代でいっしょにおしゃべりをしながら



### 3 地域ネットワークの強化と地域福祉活動推進のための財源確保

新たに地区社協と地域の福祉施設の連携関係を構築するとともに、関係団体等の支援を行うことで多摩区社協の地域ネットワークを強化します。また、地域福祉活動の一層の推進のための財源の確保を図るとともに、常任委員会等による効果的な多摩区社協の運営と組織基盤の強化に努めます。

#### 【具体的な取組】

関係機関との連携強化、会員間の連携強化、地域福祉活動推進のための財源の確保と活用、安定的に持続した組織基盤づくり

## ◆地区社協と地域の福祉施設等との連携の強化

市社協の「SOSかわさき事業 地域ネットワーク会議」を活用して、地区社協と地域の福祉関係施設等との連携体制の構築を図ります。



地区社協と施設のグループワーク





#### 4 福祉教育等の推進による新たな地域福祉の担い手の育成

地域福祉の担い手育成を図るため福祉教育やボランティア活動への大学生等の参加を促進するために事業を企画します。また、広報等の充実を図るため SNS（社会的な交流の場を提供するインターネット上のサービス）等を活用し、区社協事業の P R に努めます。

##### 【具体的な取組】

福祉教育の推進と、ボランティア活動の啓発による担い手の育成、広報・情報提供の充実

##### ◆福祉教育親子参加講座の実施

参加した親子が体験プログラムや講話を通じて「福祉」や「障がい」について家庭でも話しあい、考えるきっかけとなるよう講座を実施しています。



親子で一緒に福祉体験

##### ◆大学生へのボランティア活動の啓発

多摩区社協第 4 期計画期間中には、老人いこいの家を会場として、高齢者に専修大学の学生ボランティアがマンツーマンでスマホの操作を教える交流会を開催しました。今期は、区内の他の



大学生にスマホの使い方を聞きました

大学や高校にも働きかけ、高齢者のニーズに応じた事業の拡大を図る中で、担い手の育成と多世代交流の推進に努めます。



麻生区理念 **みんなで支え合う 福祉のまち麻生**   
 ～麻生区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして～

麻生区にお住いの子どもから高齢者まで、また、障害のある方もない方も、全ての人がお互いを尊重して支え合う「誰もが安心して暮らせるまち」となるよう、「福祉のまちづくり」を麻生区全体で進めていくことを目指します。

この理念は、麻生区役所が策定する「第7期麻生区地域福祉計画」との共通理念として、前期計画から継承し、さらにお互いの計画の連携を強化し地域福祉の取組みをすすめてまいります。

<前期計画の振り返り>

第4期麻生区地域福祉活動計画 第4期あさお「ひと・ひと」福祉プラン（令和3年度～令和5年度）では、麻生区理念と3つの柱、9つの大項目を定め、各事業に取り組みました。

●コロナ禍での地域福祉活動計画の進行

計画を策定した令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、人と人とのふれあいや交流を中心とする地域福祉活動に大きな影響をもたらしました。ソーシャルディスタンスが提唱され、感染症拡大防止の様々な制限のなか、事業の中止や見直し、新たな形での実施を模索しました。

地域福祉活動が大切にしてきた「人と人とのつながり」について、「コロナ禍でもつながりを絶やさない麻生区」の地域福祉活動を区民に向けて周知し、オンラインの活用や感染症拡大防止対応を徹底することにより、各事業を実施し、地域交流活動を継続することができました。

●コロナ禍で浮き彫りにされた生活福祉課題への対応

コロナ禍で事業実施が制限され、あらためて地域福祉活動の大切さを再認識する一方で、活動の休止や停滞が続き、解散に至るボランティア団体も多くありました。また、外出の機会が減り、閉じこもりなど地域からの孤立が懸念される人々に対し、地域における見守りネットワークの強化や日頃から顔の見える近所付き合いのための小地域福祉活動の重要性がますます高まりました。

さらに特例貸付事業では、コロナ禍の影響による生活困窮に至る背景に、高齢・介護、障害や子育て等、複合的な問題抱える世帯が多く見られました。今後は、相談体制の整備に向けて、個別の生活支援ニーズを受け止め、支援が必要な人に対し、情報の提供や福祉サービスの利用につなげるとともに、生活課題の複雑化や深刻化の予防を視野に入れた地域支援体制づくりが求められます。

3つの柱	9の大項目
I 知りあう！ 福祉への理解普及と情報提供	① 身近な「福祉」を目指して
	②「福祉」の情報を効果的に伝えていくために
II ふれあう！ 地域交流活動の推進	③高齢者のいきがいくりの推進
	④広げよう！地域活動・ボランティア活動
	⑤近所の中で、気軽に「ふれあえる」関係づくりを目指して
III ささえあう！ 相談体制の整備と生活支援サービスの充実	⑥「人」と「地域」をつなげる支援体制を目指して
	⑦高齢者、障害児・者支援の充実
	⑧子育て支援の充実
	⑨事業・活動を実施していくための財源確保と区社協運営

麻生区社会福祉協議会では、第6期川崎市地域福祉活動計画において、つぎの3つの重点事項を掲げ、地域の皆様とともに、誰もが自分らしく安心して暮らせる麻生区の地域福祉活動の推進に取り組みます。



**重点事項 ①**

“他人ごと” から “自分ごと” そして、“みんなごと” へ～福祉がより身近になる広報・啓発

- 1 麻生区の地域福祉活動情報を把握・発信し、参加の機会や関心を広げます。
- 2 多様な広報媒体を通じて対象や目的に応じて区社協の事業を周知します。
- 3 区社協の役割や機能を適切に住民や福祉関係者に伝える場をつくります。

できることから始めよう！  
☆トライ！ポイント☆



- ・あさお福祉まつりに参加してみよう！
- ・広報紙「ほほえみ」、区社協ホームページ、公式LINEを見てみよう
- ・福祉講演会や交流会に参加してみよう！



広報紙「ほほえみ」

●● 麻生区役所と連携する取り組み ●●

- \* 認知症にやさしいまちづくりの推進
- \* あさお福祉まつりの共催
- \* 地域活動団体による地域情報交換会
- \* 地域包括ケアに関する会議



あさお福祉まつり



在宅福祉サービス委員会  
「地域の関係づくりを考える講演会」



## 重点事項 ②



### 住民の困りごとを受け止め、予防と解決に向けた小地域福祉活動の支援

- 1 住民に最も身近な社協である地区社協との連携を強化します。
- 2 小地域福祉活動を支える担い手の育成と活動のノウハウ・情報共有の場をつくります。
- 3 小地域福祉活動の立ち上げや継続に必要な財源の確保に取り組みます。

#### できることから始めよう！ ☆トライ！ポイント☆

- ・ふれあいサロンなど小地域活動に参加してみよう！
- ・次世代に活動を伝えよう！
- ・募金や寄付をして地域福祉を支えよう！



赤い羽根共同募金街頭募金活動



地区社協と大学生によるスマホ教室の開催

#### ●● 麻生区役所と連携する取り組み ●●

\*子育てグループへの活動支援

## 重点事項 ③



### 「共に生きる」地域づくり・場づくり～誰もが参加できるボランティア活動の推進

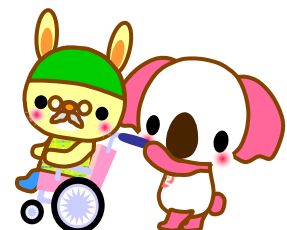
- 1 地域の幅広い世代がボランティア活動に参加しやすい環境やきっかけをつくります。
- 2 ボランティアニーズや活動状況を把握し、コーディネート機能を充実・強化します。
- 3 多様な主体と協働し、学校と地域における福祉教育の推進に取り組みます。

#### できることから始めよう！ ☆トライ！ポイント☆

- ・ボランティア活動に参加してみよう！
- ・ボランティア相談コーナーを活用してみよう！
- ・ボランティアや福祉教育の講座に参加してみよう！

#### ●● 麻生区役所と連携する取り組み ●●

\*地域活動に関わる人材の発掘と育成



## ●● 麻生区社協 事業委員会について ●●

麻生区社会福祉協議会は、麻生区内の町内会自治会や福祉施設、地域で活動する民生委員・児童委員、ボランティアグループ、当事者団体など、社会福祉に関係する様々な機関・団体等の会員で構成されています。こうした会員の協力により、各種事業委員会を設置し、テーマ別に麻生区の地域福祉推進に向けた事業の企画・実施に取り組んでいます。

### 1 在宅福祉サービス委員会

地域で生活課題を抱える方の問題解決に向けて考え、制度にはないサービスを住民の中から創り出すなど、誰もが安心して暮らすことのできる福祉の街づくりを目指します。

#### どのような事業？

★「地域の関係づくりの大切さを考える講演会」「地域でともに生きるを考える懇談会」の開催  
**事業を行うことで期待される効果**

★地域の様々な団体が「つながる」機会となる(ネットワークづくり)。

★他の地域の取り組みを知ることにより、自らの地域の活動を考えるきっかけとなる。

★地域の中で支え合う関係を醸成できる。

### 2 子育て支援委員会

地域で子育てを支えあい、誰もが安心して子育てができるよう、子育て支援事業を実施します  
どのような事業？

★子どもとの接し方を学ぶペアレントトレーニング(子育て講座)や講演会の開催

★子育て関連グループ(子育て中の親同士が集まったグループ)の交流会の開催 など

#### **事業を行うことで期待できる効果**

★子育てに関する不安や孤独感を解消する。

★子育ての先輩(支援者)などから子育てに関するアドバイスを得られたり、親同士の交流・仲間づくりがすすむ。

### 3 広報啓発委員会

区民に向け、福祉への関心を持っていただくことを目的に、区社協の活動や福祉に関する情報提供、福祉について考える機会を作るなど、広報啓発活動を行います。

#### どのような事業？

★広報紙『ほほえみ』の発行

★福祉啓発事業の実施…小学生とその親を対象に福祉への関心を高める「親子福祉探検隊」

★ホームページによる情報発信 など

#### **事業を行うことで期待できる効果**

★区社協の活動や地域の福祉情報を伝えることができる。

★体験を通じて、福祉に対し、関心・興味を持つことにつながる。

### 4 ボランティア活動振興センター運営委員会

区内のボランティア活動の活性化と支援を目的に、ボランティア養成と活動のコーディネートを行います。また、「学校の先生との福祉学習に関する懇談会」の開催など福祉教育を推進します。

#### どのような事業？

★ボランティア活動に関する相談・調整、ボランティア情報の収集・提供、各種講座、情報紙

★福祉教育の推進、講師の調整、学校の先生との懇談会

#### **事業を行うことで期待できる効果**

★ボランティア活動への関心を高め、参加を促進し、地域福祉の担い手を増やす。

★地域の人たちや福祉関係者と学校との連携が深まる。



## 5 市社協による第6期地域福祉活動計画推進に向けたヒアリング、アンケート調査

本計画で定めた目標を達成するために、必要と考える事業や取組、視点などについてお聞きしました。

いただいた意見などを参考に、事業を推進してまいります。

<ヒアリング、アンケート実施団体>

区役所

川崎市子ども会連盟

川崎市子ども会議

教育委員会（カリキュラムセンター）

川崎市PTA連絡協議会

青年会議所

国際交流協会

NEC（プロボノ）

フロンターレ

生活困窮者支援団体

田園調布学園大学

川崎看護大学

寄附をしてくださっている団体

終活関係介護支援専門員連絡会議

## 6 用語集

### ○ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

### ○IT

Information Technology（情報通信技術）の略。

### ○アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

### ○SNS

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

### ○オンライン

コンピューターの入出力装置がコンピューター本体に直結している状態。また、パソコンなどが通信回線やLANによって接続されて、情報が転送できる状態

### ○コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践。

### ○CSR（Corporation Social Responsibility）

「企業の社会的責任」とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す。

### ○災害ボランティアセンター

被災した人たちや地域を支援するために、各地から集まってくる「ボランティア」と被災者の「復興のニーズ」をつなぐ、臨時的・応急的に作られるボランティアセンター。

### ○社会的孤立

社会的孤立とは家族やコミュニティとほとんど接触がないこと

### ○社会福祉法第4条

平成12年に社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）から社会福祉法に改称第4条は地域福祉の推進が位置付けられている。

○「障害者自立支援法」、「障害者総合支援法」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の通称名

○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関わる法律

令和4年法律第50号、通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」

○新型インフルエンザ等対策特別措置法

全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれのある新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること（特措法第1条）を目的とする法律（平成24年法律第31号）

○セーフティネット

社会保障制度の最後のセーフティーネット（安全網）である生活保護制度がその期待される役割を適切に果たしていけるよう、経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策

○セクター

分野、部門のこと。産業などにおいて、幾つかに部門を分けたときの一つ

○ダブルケア

狭義では育児と親や親族の介護が同時期に発生する状態  
広義では家族や親族等、密接な関係の中での複数のケア関係とそこにおける複合的課題を指します

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの

○地域生活課題

保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題  
社会福祉法第4条に規定されている

### ○地域包括ケアシステム

地域において「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」などの必要なサービスが、必要な方に提供されるための仕組み。

川崎市では「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者をはじめ誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で暮らし続けることができるよう川崎市としての基本的な考え方を示す「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成27年3月に策定しました。

### ○ニッポン一億総活躍プラン

新たな三本の矢（「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」）の実現を目的とする一億総活躍社会に向けたものであり、「成長と分配の好循環」を創りながら、誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる社会の実現を目指すこととしている

### ○8050問題

2010年代以降の日本に発生している長期化した引きこもりに関する社会問題（80代の親と50代の子どもの組み合わせによる生活問題）

### ○引きこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態

### ○プッシュ型支援

具体的な要望を待たずに支援すること

### ○プロボノ

仕事で培った専門的なスキル・経験等をボランティアとして提供し社会課題の解決に成果をもたらすこと。

これまで川崎市内の企業職員がその専門スキルを通じ、社会福祉施設やボランティア団体等に対し、取組や活動の支援を行っている。

### ○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものこと。

### <参考文献>

子ども家庭庁ホームページ

厚生労働省ホームページ

内閣府ホームページ

内閣官房ホームページ  
全社協ホームページ  
総務省ホームページ  
首相官邸ホームページ  
広辞苑  
国立国語研究所ホームページ

## **7 参考資料(全国的な統計等)**

※全国的な統計データを掲載予定です

- ・近い将来想定される大規模地震
- ・福祉人材の確保状況、市場の動向等
- ・社協基本要項等

他

## **8 社会福祉法人市社協第6期地域福祉活動計画策定の経過**

## **9 社会福祉法人市社協地域福祉活動計画推進委員会設置要綱・委員名簿**